

平成23年6月14日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年6月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
6	4番 碓 勝征	1. 財政について 2. 防犯について 3. ホリカワ跡地活用等について 4. ポータルサイトの更新について 5. 教育公務員の兼職・兼業について 6. 少年スポーツ育成について 7. 道路改良等について
7	6番 松田俊和	1. 健康増進対策は 2. 町の安全対応は
8	7番 岡 光廣	1. 行政事務処理の流れ 規約（則）変更等の状況 2. 上峰町の町づくり 今後の計画を問う
9	9番 中山五雄	1. 財政改革について 2. 町の活性化について 3. 請願書について 4. 西峰2号線について

午前9時28分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4番碓勝征でございます。

先日からの大震災、3月11日から3カ月を経過いたしております。いまだに9万人余りの方の避難生活者の方がおられるようでございます。一日も早い復興を祈念申し上げます。

簡潔に質問いたしますので、執行部の方も簡潔に答弁をよろしくお願い申し上げます。

財政につきまして、まず1つ、平成22年度分の自主財源、いわゆる町税、使用料等でございますけれども、資料等をいただいておりますので、収入未済額なり徴収率、不納欠損等をお伺いしていきたいというふうに思います。

2つ目に、財政健全率ということで、これも資料をいただいております。これにつきましては、中身は皆さん御承知のとおり、実質公債費比率とか将来負担率等の問題がございますので、そこら付近をちょっとお尋ねしていきたいと思います。

次に、町債及び債務負担行為の状況ということで、過去5年分なり今後の5年相当の償還計画ということで中身をお伺いしていきたいというふうに思います。

次に、防犯関係でございますけれども、犯罪率と申しますか、22年度のそういう事案等、事例等ございましたら、お示しをいただきたいというふうに思います。

次に、青色パトカー、これも犯罪と関連したことでございますけれども、青色パトカーの対応についての中身をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

次に、小学校の安全パトロールの対応ということで、これにつきましては、青少年問題町民会議でも私申し上げておりますので、そこら付近をもう少し突っ込んでお話をさせていただきたいというふうに思います。

次に、ホリカワ跡地の活用等ということでございますけれども、これは特別会計より一般会計への移管がなされております。その後の対応ということでございますけれども、いずれにいたしましても、このホリカワ社の対応につきましては、我が町の財政の大きな根幹になっているというふうに思いますので、そこら付近を少しお尋ねしていきたいというふうに思います。

次に、ポータルサイトの更新ということでございますけれども、これにつきましては、議会なり総務課等につきましては更新がなされておりました。教育委員会が21年度の4月で教育指針等の更新をなされておりましたので、そこら付近をひとつお尋ねしていきたいというふうに思います。

次に、教育公務員の兼職・兼業についてということで、これは地公法なり地方教育行政法律の中で兼職禁止というふうになっておりますので、そこら付近の事柄を少し触れさせても

raitaiというふうにあります。

それから、少年スポーツ育成についてということでございますけれども、子供たちは私たち上峰町の将来を担う、そういう子供たちでございますので、そういう目標ぶつを、旗とかトロフィーとか、そういうやつを作製して育成面に資したらどうかということによって少々お尋ねしたいというふうにあります。

次に、道路改良等についてということでございます。

これは町道下津毛三田川線から見てちょっとお尋ねをしていきたいというふうにあります。中身につきましては、変則5差路の上坊所から三上に通ずるあそこら付近の改良等について少しお尋ねしていきたいというふうにあります。

それから、三上地区内の道路でございますけれども、これは前段で請願もなされていると聞いております。そこら付近のその後の対応について担当課はどういうふうなお考えかなりをお伺いしたいというふうにあります。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、財政について執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

おはようございます。私のほうから議員御質問の平成22年度分の自主財源の確保という状況についてということによって答弁をさせていただきたいと思っております。

資料を差し上げておまして、昨日の8番議員の回答とダブるところもあるかと思っておりますけれども、御容赦いただきたいと思っております。

まず、税ごとに収納率、それから徴収率と、それから前年比ということによって説明をさせていただきたいと思っておりますが、まず個人の町民税関係でございますが、収納につきましては359,366千円でございます。徴収率につきましては95%、昨年よりも0.6%の増でございます。金額にしますと、昨年より42,378千円の減少でございます。法人町民税につきましては、収納額100,998千円でございます、この額は昨年は約65,000千円ほどでございますので、ここに来て回復傾向にあるんじゃないかと思っております。収納率につきましては98%、約2%の増加でございます。固定資産税につきましては738,075千円でございます、昨年より15,176千円の増加でございます。収納率は92%ということによって、2.4%の増加になっております。軽自動車税につきましては、20,840千円でございます。昨年より834千円ほどの増加でございます。収納率は90.4%、昨年より2.1%の増加でございます。たばこ税につきましては、収納額60,055千円、このたばこ税につきましては、昨年10月から値上がりしております、ちょっと減少の懸念ではございましたが、昨年よりも1,240千円ほど上がっております。しかし、震災によりまして、今現在は下がりつつございますので、今後は減少傾向になるかと考えております。入湯税につきましては1,250千円ほどでございます。

昨年より189千円ほどの減少を見ておるところでございます。

合計につきましては、1,280,587千円でございます。昨年度より10,638千円の増加でございます。収納率につきましては93.6%、1.8%の増加を見ております。全体的に個人町民税の減少分約42,000千円ほどでございますが、それを法人町民税の増加分約36,000千円と固定資産とたばこ税あわせて16,000千円ほどの増加分でカバーしておりまして、結果的に昨年より約10,000千円ほどの増加を見ておるところでございます。特に法人につきましては、先ほど言いましたように、1億円台の大台に乗せていることで、若干の朗報であるということを感じております。

国民健康保険税につきましては176,531千円ございまして、昨年よりは3,450千円ほどの減少になっておりますけれども、現年度の徴収率につきましては93.8%を見ておりまして、これは調整交付金関係の93%を上回っておるところでございます。徴収につきましては滞納整理機構からの徴収の相乗効果もございまして、差し押さえ等、それから滞納整理を前提とした徴収を啓蒙普及しておるところでございますので、昨年よりは若干上がってはきているものの、昨日申しました滞納繰越分につきましては134,000千円ほどございますので、今後につきましては、徴収に全力を挙げ、滞納整理、差し押さえを前提とした徴収、また、国保につきましても納税相談等もあわせて徴収には努力をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに答弁ありましたら。

○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、住宅使用料及び下水の使用料について答弁いたします。

まず、住宅使用料でございますけれども、平成22年度決算予定でまいりますと、収入済み額が50,124,500円になっております。これにつきましては、前年度より2,086,500円の収入増を見込んでおるところでございます。

続きまして、下水の使用料でございますけれども、平成22年度決算予定でまいりますと125,950,921円でございます。これにつきましては、前年度に比べますと3,686,364円の収入増になっております。特に下水使用料につきましては、水洗化率の伸び悩みはございますけれども、昨年より事業所の使用料金を従量制に見直したことを1つの原因とし、増収入になったかと思っております。また、本年度より行います処理施設等の管理に伴う包括的民間委託の一括契約ということでコスト縮減に努めているところでございます。よって、この使用料につきましては、一般管理費を先ほど申しあげました使用料によって賄うというような計画をし、一般管理費を使用料で賄うよう計画を立てて行っていく所存でございます。

以上です。

○生涯学習課長（川原源弘君）

おはようございます。生涯学習のほうからは町民センター等についての使用料について御報告していきたいというふうに思います。

平成22年度の町民センター使用料の決算見込み額につきましては4,307千円ほどございまして、前年度4,720千円ということで413千円の減ということになっています。

そのほかに町民センターと、いわゆる社会体育館とか中央公園、多目的広場等のことを指しますけれども、あと体育施設利用料といたしましては、平成22年度決算見込みといたしまして2,345千円、前年度4,224千円ということでほぼ例年2,300千円から2,400千円ほどで推移している状況でございまして、これは前年同等という形でございます。

以上でございます。

○住民課長（福島日出夫君）

おはようございます。住民課のほうからは、保育料について御説明を申し上げます。

滞納件数が5件でございます。総額が806千円でございます。今回子ども手当によりまして300千円納入がございまして、今506千円の滞納額となっております。

以上です。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。私のほうからは給食費の件について御答弁申し上げます。

給食費は、平成19年度から私会計というふうになっておりまして、平成22年度については同じく私会計で給食費については徴収をしております。

19年度以前の分の滞納繰越分がございまして、合計1,931,600円、22名の方の滞納繰り越しという状況になっております。平成22年度分の徴収についてはゼロでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

各担当課長のほうからお伺いいたしました。

まず、町税のほうを見てみますと、21年のほうと比較し11,000千円程度の収入等が、未済額でございます。未済額が21年と22年度比べますと11,000千円相当額が徴収プラスになったということでございますけれども、いずれにいたしましても、これは滞納整理機構の効果もこれあるかと思っておりますけれども、それにいたしましても81,000千円の未収額があるということでございます。保育料につきましても、今子ども手当のほうから相殺されたということでございますけれども、500千円相当でございますし、この保育料というのは、現在はもう結局過年度分の扱いということと思っておりますので、これもぜひ努力していただきたいと思っております。

住宅使用料につきましても、過年度分が見てみますと19%程度ということでございまして、これにつきましても住宅の退去命令等で厳しく対応しなければ私はないというふう

に思います。

学校給食費につきましては、徴収実績ゼロということでございます。担当の方が病氣療養中云々であったからということでございますけれども、これはやはり他の課の職員と連携をとりながら、もう教育長さんしっかりと采配、指導力を発揮してもらわないと、徴収ゼロというのはちょっとこれは私から言えば怠慢じゃないかというふうに思うわけですね。これはもうぜひ、これは過年度分かと思えますけれども、努力していただかなければならないというふうに思います。

一般会計の税からそういう使用料等をトータルしますと、前年が160,000千円相当あったようで、今回は93,000千円相当の未収額ということでございますけれども、13,000千円相当の実績は上がったというふうにはなっておりますけれども、ここら辺もひとつ問題が大きく残っておるというふうに思います。

同僚議員のほうからも御指摘がありましたように、不納欠損の関係につきましても19,000千円相当が21年度181名ということであったようでございます。22年度につきましては、5,000千円弱ということになっておりますけれども、これにつきましても89名ということで、これもなかなか問題があるんじゃないかなろうかというふうに思います。

国保税につきましても、未収額が52,000千円、76%と。過年度につきましてもどうしても徴収率が上がらないようでございますね。13%ということになってございますので、これは問題があるというふうに思います。

農集排につきましても、過年度の徴収率が43%ということでございますけれども、未収額が4,300千円程度残っておるということでございます。

トータルしまして、一般会計と特別会計、未収額が160,000千円、前年度がですね。22年度の一般会計と特別会計あわせまして149,000千円、11,000千円程度の実績は見えるようでございますけれども、これだけの自主財源のもとをですね、これは何とかやらないと、大きな自主財源のもとでございまして、この滞納額につきましては、財政構造上硬直化の一因となっているというふうに言わざるを得ません。これはもう真剣に受けとめていただき、税負担の公平を期するためにも法的な手続等をしっかりと履行していただきたい。しかも不納欠損処分につきましては、これはもう自主財源の放棄と、債権の放棄と、そういうふうになると思えますので、私は納税者の意欲を低下させるような要因になると思えますので、不納欠損の解消のために、これはもうしっかりと分納誓約なり差し押さえ、強制執行等一層の努力をしなければならないというふうに思います。

財政厳しい折でございますので、この自主財源の確保については、これはもう命題と思っております。機構に頼るだけじゃなしに、やはりきちんとした法的な手続をしっかりと勇断を持ってやっていただきたいというふうに思いますので、ここら付近を総括して町長に御答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員のお尋ねにお答えします。

特に今私もこの使用料について見ておりましたが、自主財源の確保が財政の健全化にとって大変大きな柱になるとも思っておりますし、特に町民センターにつきましては、隣町にも文化センターができたということで、その影響かと思いますが、前年度に比べ使用料が413千円ほどの減ということでございます。このPRもかねてから議員各位からも御指摘いただいておりますし、今後とも本町の町民センターの強みは音響施設と、その音響を使う職員がいるということでもございますし、そうした面をPRしていく、そして自主財源の確保を進めていかなきゃいけないというふうに改めて思うところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。第2の財政健全率について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

おはようございます。それでは、質問事項の財政について、財政健全率はどの碓議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、財政健全化につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というものが平成19年6月15日に成立しまして、6月22日に公布されております。この中で財政指標に関する規定というものは平成20年の4月1日から施行するというふうになっておりまして、本町におきましても、平成20年度決算に基づきます財政健全化比率報告書といたしまして、平成21年9月議会で報告をさせていただいております。以来、前年度決算が整い次第、監査委員の審査を経まして毎年9月議会で報告をさせていただいております。

それでは、本町の健全化の状況につきまして、お手元にお配りしております資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

資料の一番上のほう、1、健全化判断比率でございますけれども、18、19、19と20の間に二重線を引いておりますが、先ほど申し上げましたように、20年度決算から新たな健全化法によりまして計算をされておりますので、そこだけ二重線を引いて少し区分けをさせていただいております。

18年度決算で実質公債費比率が21.6ということでございましたが、19年23.3、20年度23.7ということで、20年度が一番上がって23.7、21年度が少し下がりました22.8というふうになっております。

それから、将来負担比率につきましては、19年決算から指標として上がっておりますが、211%、20年度が191%、21年度が155%ということになっております。

なお、健全化判断比率の名前の下の25%、350%と申し上げますのは、早期健全化の基準ということで書いております。

健全化につきましては、以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

健全化判断比率ということで資料をいただいております。

いずれにいたしましても、実質公債費比率につきましては18%以下が望ましいということが一つ指標としてございますので、25%を超えますとチェックが入ると、制限が入るといったことのようにございます。

それぞれ18年からいきますと公債費比率が伸びてきておりまして、21年で若干落ちておりますけれども、それにしても21年度の決算では県内トップの実質公債費比率があらわされております。将来負担率につきましても、県内で2番目に高いということでございます。これはいずれにいたしましても、事業投資をされた結果だと思えますけれども、この健全化率を見ていきますと、22年度の見込みがどういうふうになっていくかわかりませんが、いずれにいたしましても、この実質公債費比率、収入に占めます借金返済の割合ということでございますので、もちろん事業効果もございましたでしょう、そこら付近を見越しての率ということにわかりますけれども、今後につきましては、町長の報告がありましたように、起債事業の見直しとか、見直しというのは、起債事業を行わないとか、そういうこと等がございましょう。しばらくはそういう形でいながら借金を減らしていくということが、この健全化判断比率の減少につながるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（大川隆城君）

次に、③町債及び債務負担行為の状況について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、引き続きまして、町債及び債務負担行為の状況はというお尋ねでございます。

町債及び債務負担行為の状況につきましては、お手元のほうに配付しております資料の2をごらんいただきたいというふうに思います。

2の地方債及び債務負担行為の状況ということで、18年決算から22年見込みということで掲載をしております。

地方債現在高、18年、一般会計が54億円、それから農集排会計が53億円、合わせまして107億円ということで、18年度では107億円ほどございました。それと、債務負担が1,565,000千円ということで、18年度決算ではそういうふうになっております。22年度見込みでございますが、徐々に減ってまいりまして、18年度決算で一般会計が54億円あったものが49億円、農集排のほうで53億円あったものが22年度は48億円ということで、平均しますと毎年1億円ずつそれぞれ少なくなってきております。合計で18年度が107億円あったものが22年では97億円ということになっております。債務負担の未済額につきましても、15億円あったものが10億円ということで、こちらも毎年1億円の減少ということに推移をしてきております。

償還計画のほうでございますけれども、23年、見込みとさせていただいておりますが、27年まで5年間掲載をしております。23年が一般会計で521,000千円、それから農集排のほうが346,000千円、合わせまして867,000千円、24年もほぼ同額の合わせまして869,000千円。25年になりますと、およそ40,000千円程度下がりまして、合わせまして830,000千円、それから徐々に下がってまいりまして、26年度は815,000千円、27年度に入りますと、8億円を切り込みまして785,000千円ということで計画を立てております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

地方債、債務負担行為の関係でございますけれども、18年度決算で10,764,000千円ですか、その数字から22年度にいきますと97億円ということで約967,000千円程度の減にはなっておるようでございます。債務負担行為につきましては、18年が15億円と、22年見込みが10億円ということで減少傾向にありますけれども、いずれにいたしましても、この地方債、債務負担行為につきましては、今までの事業実績なり今後の、特に特別会計の農集排につきましては、坊所処理区の機能強化事業というのが控えておるようでございます。これも約6億円程度に予定されておるようでございますので、ここら付近でまた若干数値が変わってくるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、この事業の、これを減らすためには起債を減らす事業をやらないということも一つございましょう。そして、この地方債をカバーするためには、先ほどから申し上げておりますとおり、自主財源の確保ですね、これを徹底してやらなければこの借金等の課題もなかなかうまく回らないかというふうに思います。

償還につきましては、24年度がピークになるようでございます。869,000千円ということで若干、あとは25年、26年、27年で減少傾向には入るようでございますけれども、いずれにいたしましても、総体的にこの起債事業をまず最低限に取り組むということが大事であるかというふうに思います。もちろんインフラの整備されたというその事業効果もございまして、それはそれとして評価されているというふうに思います。今後そういう取り組みをぜひやっていただきたいと思っておりますので、町長のほうから一言いただきたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員のお尋ねですが、この健全化率とあわせて、今町債、債務負担行為の状況、そして、償還計画について担当課長から答弁をしていただきましたけれども、この財政健全化判断比率の中の公債費比率がかなり九州、山口で注目されているということで、ナンバーワンに悪いということですね、上峰町のイメージも損ねているというふうに思っております。

実質公債費比率自体は先ほど議員おっしゃるように、起債を伴う事業をしないということございまして、分母をふやす取り組みと起債を伴う事業を極力やらずに進めるということが大切だと。

また、ここで24年がピークとなっておりますが、これについても償還計画、計画でござい

ます。実際このように推移していくということは今現在ではこういう計画にしておりますけれども、いろいろ動きも出てくるわけでございまして、なお一層歳入増に取り組み、起債を伴う事業を行わず返済を計画的に行っていくということが大切かというふうに思っております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、節減と申しますか、義務的経費の節減なり物件費、補助金等の節減をぜひ勇断を持って図ってもらいたいと、そうすることが一助になるかと思っておりますので、そういうことで、この財政の硬直化から脱却できるための徹底した行財政改革を実行していただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。防犯について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから平成22年度の犯罪発生状況はとの碓議員からの御質問について御答弁をさせていただきます。

御質問の趣旨は、平成22年度ということでございますが、警察の統計資料といたしましては、1月から12月までという集計となっておりますので、そのようなことでお答えをさせていただきます。

それでは、22年の実績でございますが、発生件数は119件ございました。町内での犯罪内訳としましては、粗暴犯が7件、窃盗犯が104件、知能犯が1件、その他の刑法犯が7件ということでございます。21年が125件ございましたので、前年と比較しますと6件の減少ということになっておるようでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから御報告がございましたけれども、119件、前年が125件と、かなりの件数の実績のようでございます。粗暴犯、窃盗が104件、そういうことで非常に多いようでございます。

町には安全なまちづくり推進協議会という組織があるようでございます。区長会長なり青少年会長、少年補導員、民協代表、いろいろございますけど、この協議会の組織の活用と申しますか、年に何回開いて、どういう活動内容をされておられるかですね、そこら付近ちょっとお尋ねしたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

安全なまちづくり推進協議会の内容について、御説明します前に、その窃盗犯の104件につきまして若干触れさせていただきたいと思っております。

この内容としては、自転車泥棒とか万引き、そういったものが多いようでございます。

皆様方も御存じのとおり、坊所地区には大店舗とか、あるいはスーパー、そういった商店類がございますが、そういったところでの発生というのが多いように聞き及んでいるところでございます。

次に、安全なまちづくり推進協議会でございますが、構成といたしましては、先ほど議員御指摘のとおり、区長会長様、それに少年補導員代表の方、教育委員長さん、それに民生児童委員協議会の会長様、それから、青少年健全育成推進協議会の会長様、それに保護司代表の方、それに坊所駐在所の所長さんという構成になっております。

これにつきましては、年に1回、今議会が終わりましてからでも開催を、昨年も同様に6月ごろに開催させていただいておりますが、警察のほうから犯罪の状況につきましても御説明いただいたり、あとそれぞれの機関からそれぞれの議題を持ち寄っていただいて協議させていただきます。そういった協議を行っているところでございます。

また、夏の時期におきまして、夏休みの期間でございますが、町内の巡回指導ということで、夜大体7時ぐらいから9時ぐらいまでの間、参加団体といたしましては、青少年健全育成委員さん、補導員さん、それに安全なまちづくり推進委員さん、警察関係、それに学校の教職員の方々、スポーツ少年団、幼稚園、保育園の園長先生、そういった方々で巡回を実施しているところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

窃盗事例の中身を先ほどおっしゃいましたけど、かなりのそういう自転車泥とか万引きとか、いろいろあるようでございますけれども、いずれにいたしましても、この協議会の組織の活動をしっかりとやっていただくように御指導をやっていただき、この犯罪防止に資してもらいたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

次に、青色パトカー対応中身について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

碓議員の青色パトカー対応中身はという御質問でございます。

町内安全パトロールについては、平成17年の10月から、午前、午後と2回町内を青色パトロール車で巡回をしておりました。当初は職員が主で行っておりましたが、現在は職員の人員の関係上、毎日実施というわけにはいかず、週1回ほど保護司の皆さんの御協力をいただいて実施しております。

6月からは老人クラブの御協力を得まして、週2回程度の実施が可能となりました。また、町内はもちろんでございますが、郡内で声かけ事案等が発生したという通報がございました場合は、小・中学校の先生と一緒にパトロールを下校時に実施しております。今後も可能な

限り実施をしていく所存でございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

青パトにつきましては、ただいま小野課長のほうからございましたけれども、平成17年当時からスタートされておるといふことのごようでございます。現在は保護司さんをメインにしてやっておられるということでございますけれども、6月からは老人クラブさんに応援をいただくということ、そのほかの団体はございませんでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

現在はほかの団体の御協力というのにはございません。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

青色パトカーにはボランティア団体もされておるんじゃないでしょうかね。グラウンドゴルフのボランティア関係が手助けしておるようなふうにも代表から聞いておりますけれども、どんなでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

碓議員の重ねての御質問にお答えさせていただきます。

老人クラブという形をとっておりますが、その中にはグラウンドゴルフグループというボランティアグループがございまして、その方たちも積極的に御参加をいただいております。それから、保護司とか、そういった老人クラブの人たちは協力を得ていたしております。主體的には私ども公務者でございますので、教育委員会のほうで交互に教育課と生涯学習課、時間は譲り合って運転をいたしております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、③学校安全パトロール対応はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

学校安全パトロールの対応はということで碓議員からの御質問でございます。

学校安全パトロールは、これも平成17年5月から始まりました。当初は隊友会、自衛隊のOBの方でございますが、実施をしていただいております。平成19年度に子ども安全課が発足した時期からPTA独自で午前、午後1時間ほど、校舎内はもちろん、学校敷地内全般にわたりパトロールを実施しておりました。学校側の反応としては、校内の安全面の確保ができ、教師は授業に専念でき、児童は授業に集中できるなど教育活動がスムーズに展開できると喜ばれておりました。しかし、その後、社会経済状況が大きく変貌をいたしまして、PTAの出席率が低下してまいりました。よって、平成22年度からは午前中をボランティアの方々、午後をPTAが実施するという形態で実施をしております。平成23年度もこの形

態で実施しておりますが、午前中のボランティア団体の協力に加え、老人クラブの御協力を得まして老人クラブの有志の方々がパトロールを実施していただくようになっております。この方々の保険料については、今議会で補正をお願いしておるところでございます。よろしく申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、敷地内はもちろん、校舎内もパトロールをしていただいております。校舎内までする必要はあるかというふうな意見も承ったこともございますが、学校開放の観点から、育児、子育てから卒業されて学校と縁遠くなられた老人クラブの方々にもパトロールをきっかけに今の児童・生徒のあり方を見ていただくよいチャンスではないかというふうに考えております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから経過なりをお伺いいたしました。この平成17年当時の隊友会の皆さんから話を聞いてみますと、当初は校庭なり校舎の周り等を巡回されていたということでございまして、19年に当時の教育長なりPTA会長のほうから、聞くところによりますと、一方的に保護者のほうに切りかえられたということが一つ、私もちょっと疑問に思っておりましたけれども、そういう形が一つ経過としてはあったようでございます。

今、課長のほうからもいろいろお話がありましたけれども、私のグループのほうのボランティアも確かに協力いたしております。もちろん安全というものは学校、家庭、地域という3つの柱が安全面の連携プレーやるのは当然でございます。しかし、私はこの校舎内に入ってやるのは、これは私は教師、学校の先生の校長の管理下におるところの安全確保、強いて言えば教育委員会、教育長の管理下にあると私は思うわけですね。あくまでも校庭なり校舎の周り等をボランティアとして協力するという声も一つございますので、そこら付近は、例えば、午後は保護者の方ということでございますので、保護者の方は、そういう関連、子供との、もちろん親子関係なりいろいろございましょう。そこら付近は校舎内に入ることはやぶさかではないかと思えますけれども、私はやはり学校現場の、学校内の管理者は校長であり指導機関の教育委員会であるというふうに思いますので、ボランティア団体はあくまでも校庭なり校舎の周りを確認するということが私は、そういう声も私のほうに聞こえてまいっておりますので、これはもうあえて申し上げておりますので、そこら付近はどういうふうに教育長思われるか、一言お伺いしたいと。

○教育長（吉田 茂君）

碓議員の質問にお答えさせていただきます。

御指摘いただきました件につきましては、私のほうも情報をキャッチいたしております。その中で判断しておりますことは、小学校の校長はむしろ学校内に来ていただいても差し支えない、逆に非常に子供たちも、ああ、あのおじちゃん、おばちゃんというぐあいに、見守

りをしていただいていることによって安心感を持っているという報告を片方からはもらっております。そういったことを踏まえながら、パトロールに協力していただいている皆さんには余り無理のいかにないように、お疲れのときは本当に校舎外の周囲をまずは見ていただいて結構でございますからというぐあいにお伝えをいたしております。

私も、きのう少しは申し上げたかと思いますが、行事で学校に行ったときには、いつも午前中に大体行っておりますので、パトロールを実際に実施していただいている方に会います。そしたら、その方たちから、教育長時間あったら一緒に回りましょうよと言ってもらいますので、携帯で今いいかなと言って確認しまして、時間があるときは一緒に回っております。そのときにパトロールの人たちのための休憩室がありますので、そこでちゃんとゆっくりお話をしながら、余り無理のいかにないように、そして、ということは、継続できるようにですね、どうしても今議員からも御指摘のあったとおり、PTAの側が一日パトロールに従事することは自分の勤務上、自分の企業に対して翌日非常に無理がいつているという報告を受けていますので、どうしてもやっぱりこのボランティアグループ、老人クラブ、それからさらに、地域で率先して協力をいただいている方も四、五名いらっしゃいます。そういった方たちの協力を得なくちゃいけませんので、末永く協力を得るためには無理のいかにないよということをお勧めしている次第でございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、そういう声が私の耳に入っておりますし、私もそういう考えを持っておりますので、この件につきましては、もちろん子供たちの安全というのは重大な大きな問題でございますので、地域の協力はやぶさかではないというふうに皆さんもおっしゃっております。ただ、中身についてそういう疑義があるということがございますので、こちら辺につきましては、しっかりと教育長受けとめていただきまして、確かに、校長さんの話を聞きますと、そういうかわられて間もない校長さんだと思いますけれども、中にはやはりどうしても子供が気が散ったり、教師の指導する立場で支障が出るようなこともなきにしもあらずということもございますので、そこら付近を十分御承知いただき、今後そういう議論の場があればお話をやっていただきたいと思いますし、そういうことでよろしく願いしておきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。ホリカワ跡地活用について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、ホリカワ跡地活用について、特別会計より一般会計へ移管されたが、その後の対応はと、碓議員の御質問にお答えをいたします。

ホリカワ跡地に係ります工業用地取得造成分譲特別会計は、御存じのとおり、平成22年度

をもって清算廃止をいたしております。現在は一般会計のほうで引き継ぎを行って管理を行っておるところでございます。跡地の処分が実現するまでの有効活用といたしまして、鳥栖土木事務所管内で発注されております県の公共事業から出ます残土の一時的な残土置き場として跡地用地の一部3,000平米を民間業者のほうに4月から3カ月間貸し出すということにいたしております。今後ともホリカワ跡地の処分に向け、県初め関係機関への働きかけを行い、また、それまでの間の有効活用につきましても検討してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから跡地利用等につきましてお話がございました。私はこのホリカワ金属の対応につきましては、長年の公害企業という形であったということを確認いたしております。これにつきましては、平成13年に特別会計を設置されまして借り入れをし対応されたということの経緯があるようでございます。周辺の皆様はこの企業よりの被害を非常に多く長年受けられたということで、ばい煙、臭気等をまき散らかした企業ということでまさに迷惑施設だったことは事実のようでございます。住民苦情もかなりのものであったと聞き及んでおります。時の執行部が実行されたことにつきましては評価されますし、皆さんからも十分感謝をされておることは承知いたしております。

いずれにいたしましても、この310,000千円という金額の大きい数字ですね、これにつきましては、1億円なりは土地代、あと210,000千円は補償費ですか、そういうふうに対応されておるようでございますけれども、18年に借りかえをされたということで、今回23年度の借りかえにつきましては、前段で3月議会で町のほうからも非常に借りかえに苦慮をしたということで、最終的には知事、総務大臣等と折衝しながら借りかえ可能になり、本年度の当初予算の確保ができたという経緯も一つあるようでございます。

いずれにいたしましても、この我が町の財政事情に大きく左右をした310,000千円の金子、後に270,000千円、利子等の返済があったかと思っておりますけれども、非常に大きな数字が現在まで支障を与えているんじゃないかならうかというふうに思います。

この取り扱い、ひとつお伺いしたいと思いますけれども、聞くところによりますと、まさに風評ですが、ホリカワ金属社に対する対応の中身ですね、310,000千円の支払い方法、通常は口座振替が普通かと思っておりますけれども、現金払いをされたというようなことを聞きますが、これは事実でしょうか。事実であれば、これは通常考えられないような私には取り扱ひでなかったらうかと、そういうふうに思います。もちろん財務規則上、現金払いも可能でございますけれども、こういう金子の、大きい金額の支出につきましてはまず常識的には考えられない。そこら付近をひとつ事実であったかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○企画課長（北島 徹君）

支払い方法についてのお尋ねでございますが、ちょっと調査をさせていただきたいと思っておりますので、碓議員の質問の間には回答が出ると思っておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。ポータルサイトの更新について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

碓議員のポータルサイトの更新についての御質疑にお答えさせていただきます。

まずもって、御指摘大変ありがとうございました。私どもの失念でございまして、昨年度はとうとう更新せずのままで終始していたところを深く恥じ入ります。お断り申し上げます。

本年度の更新につきましては、基本方針をつくるにはまず県の基本方針が発表されて、それにのっとり私ども教育委員会で町の方針をさらに肉づけしているわけなんです。今回は5月に行われました全国教育長会議で文部科学省のいろいろの御意見、それは市町の教育長の意見を踏まえたところによる変更等もありましたので、私どもの町の教育委員会でも随分討議を重ねて、この方針をつくり上げるのに5月までかかったと。通常そんなぐあいな県待ち姿勢のこともありますので5月になっておりますが、サイトの変更は6月に入りまして早速変更いたして、今お手元に資料を差し上げているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

この基本方針に、あと個別なものが20ページ近くございます。どうぞ。

○4番（碓 勝征君）

ポータルサイト、トップページにつきましては、これは当然切りかえをしていくべきと思います。21年の4月、いわゆる21年度の教育の計画方針につきましては、21年4月に策定をし、掲載されておりますので、ただいま教育長の話では、5月6月、県の指針云々ということでございますけれども、いずれにいたしましても、公表すべき手順はしっかりとやっていたかなければ、見ておられることは見ておられますので、今年度3月議会終わってから私たち議員のほうには手配りをされたようでございますけれども、今後そこら付近の切りかえ更新につきましてはしっかりと確認をしていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

次によろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次に進みます。教育公務員の兼職・兼業について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

碓議員の質問にお答えさせていただきます。

御指摘の件、現在では教育委員及び非常勤の特別職の中では本務に支障があると認める範囲内での兼職及び兼業者はおりません。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

兼業・兼職につきましては、教育委員におられないということでございますけれども、教育長自身はそういう兼業・兼職ということにかかわりはございませんでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、本務に支障があるという範囲内ではないということでございます。それ以外では私のほうは若干監査役を務めさせていただいております。監査役をさせていただいている分につきましては、年に1回程度でございます。そのほか福祉施設の第三者委員というものもさせていただいております。例えば野菊の里だとか、春光園だとか、そこにつきましても現状では問題が発生いたしておりませんので、これも年に1回の内部からの報告に及んでいるぐらいでございます。その分につきましても、日に2時間程度で終了しております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

教育長は常勤者でございますので、もちろん地方公務員という立場でありますので、そういう教育長の立場で監査等をする場合につきましては、地公法で任命権者の許可が必要であるというふうに書いてあるようでございますけれども、そこら付近の手続は教育委員会のほうにとられているのかどうか、そこら付近をお尋ねします。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

私がこの任に当たるとき、それ以前は教育委員長、あるいは委員でございましたので、さほどのものでは、非常勤だったわけで、支障があることはありませんでしたが、今回の教育長の任に当たるとしましては、常勤ということになりましたので、教育委員会及び行政にも報告しながら、皆の任を協議を認めていただく中で就任に当たりました。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。少年スポーツ育成について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（川原源弘君）

少年スポーツ育成、目標ぶつの作成をしたらどうかということですが、少年の健全な育成につきましては、スポーツ活動のみならず、日常生活のあらゆるシーンにおいても非常に重要かというふうに存じておるところでございます。

少年スポーツ育成に関しまして、その活動における最終的な目標を達成するという意味での御提案だということで伺いますけれども、本町内にはスポーツ少年団としての登録団体が少年野球とか少年空手を初めとして合計7団体が存続し、200有余名の児童たちが日々鍛

練をし、もって心身ともに健全な青少年の育成という形で励んでいるところでございます。

意義といたしましては、礼儀作法等を基本としまして集団においての人間形成や社会に巣立つ段階としての育成を主眼に置かれての指導もされているということで承知しておりまして、その結果や過程としての栄冠なりや喜びを得るものだというふうに思っておるところでございます。

御指摘のように、目標ぶつ等を設定しての競技ということになりますけれども、その場は少なく、唯一5月に開催しましたキックベースボール大会が地区対抗でございます。そこでは、優勝盾や賞状とか、あとペナントを優勝、準優勝チームに贈呈し、さらには、郡大会という進出の過程がございまして、新たな目標という存在をもって、その優勝、準優勝という形で精練しているところでございます。

それと、あと異競技間のスポーツ活動といたしましては、例年2月に開催しているスポーツ少年団フェスタというのがございます。そこでは、賞状をもつての栄誉という形で開催しておるところでございまして、当面の間は現状の表彰スタイルという形で進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

県内のある大会で、当町の少年野球チームが優勝されたということが報道されてありました。今課長のほうからもろもろの種目等々、盾とかそういうやつも作製されておる中で、育成に資するというところでございます。

私はこの際、上峰町長旗杯少年野球大会というようなことで目標旗を作製してもらって、それぞれあらゆる種目はありましようけれども、とりあえずは少年野球チームの旗杯を作製をし、その育成に資したらどうかということを思っておりますので、ここら付近を念頭に置いていただきまして、考慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。道路改良について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、碓議員質疑の中の町道下津毛三田川線関係と三上地区の道路整備ということでお答えいたします。

町道下津毛三田川線の変則5差路の件なんですけれども、この交差点につきましては、東西に走っています町道下津毛三田川線、中学校より町道郡境坊所線、前牟田のほうからは町道米多坊所線が鋭角に交差し、檜寺住宅のほうからは町道檜寺線がその交差点からやや東のほうへずれたところで接続しています、いわゆる変則交差点でございます。

交差点につきましては、主たる道路に対して直角に交差するのが理想と考えております。

ここで言う主たる道路というのは町道下津毛三田川線なんですけれども、特にこの交差点につきましては、町道下津毛三田川線に3路線が交差するというので、この交差点改良につきましては非常に難しいところがあると思っております。しかしながら、前牟田からの町道米多坊所線の鋭角に交差するのを解消することで大分この危険度は解消されるのではないかと思いますけれども、それにはリックなかはらさんの駐車場等を大分相談する必要があるかと思っております。また、その南についても幾らかの土地の御相談がなければなかなか、先ほど申し上げました前牟田からの道路についても直角に交差する点が非常に難しいのではないかなと思っております

また、ここの変則5差路については朝夕の自動車の交通量が、特に町道下津毛三田川線については非常に多いものがございますので、5路線ですかね、5差路について車がどの方向からどの方向へ行っているのか、そのような調査も改良をするに当たっては必要かと思っております。そういうことで、なかなかこの5差路を解消するためには非常に土地、事業費等もかかるかと思っておりますけれども、まずそのような車の動向の調査をしてみたいと思っておりますのでございます。

続きまして、三上地区の道路整備でございますけれども、平成21年の6月議会に請願が提出されております。それにつきましては、振興常任委員会が9月17日に開催されまして、9月議会において採択という運びになっております。その採択のときの振興常任委員会の意見といたしましては、今回請願されている地区だけではなく、三上地区全体の将来計画を策定し、防衛省との補助で対応すべきという意見がなされております。

そういうことで、振興課といたしましても、財政当局にまずその部分の調査費のお願いという形で今検討しているところでございます。しかしながら、ヤクルトハウジングの西側等については町道認定もしております。また、古賀光さんの土地については5メートルの用地の確保ということもしております。また、最近あるんですけれども、雨の降った後のそこら辺の通りにくさ等の苦情も出ております。そういう中で全体的な調査も計画するんですけれども、なるべくそのようなところの排水の対応も並行していかねばならないかと思っております。

今後は、現場においても地区の役員さん方々とちょっと協議しながら最低限どのような形がいいものか検討していきたいと思っております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

下津毛三田川線につきましては、課長のほうからもありましたとおり、私も後援会活動しておりましたときに、朝夕の通行量というのは物すごく多いわけですね。新設されました西三根2号線と比べたら交通量というのはもうとてもじゃない、多い実情がございます。そして、米多坊所線に行く線の中でかなり事故も発生しておるようなことも聞きますし、周りの

方からそういう事故が非常に多いということで、米多坊所線をカーブになっておるやつを直線にしてもらったらどうかというふうな具体的な地元の地権者の方の声も聞こえておりますので、確かにこの改良につきましては、経費の関係もかかるとは思いますけれども、病院等へ入りますバスの進入につきましても考えられることでもありますし、そこら付近をしっかりと動向調査もやるということですので、やっていただき、地元の方の声も直接聞いてもらいたいというふうに思います。

それから、三上地区内のことにつきましては、特に排水の関係を非常に苦慮されておるようです。とりあえず、じゃその排水がある程度滞らないような手だてでもとりあえずやっていただきたいというような声も聞いておりますので、課長のほうから三上地区内の全体の調査なりを把握していきながらやりたいということですのでございますけれども、私はそれはもうもちろんやってもらって結構でございますけど、まずは排水ということを念頭に置いていただき、また、地元の方との御協議もしていただきたいというように思います。この変則5差路につきましては、町長のお考えなりを最後に聞きたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

4番副議員のお尋ねでございます。町道下津毛三田川線等についてということでございますが、この町道下津毛三田川線の車の交通量の多さというものは、私も町内におる中で大変交通量が多く、危険箇所も多いというふうに理解をいたしておりますし、変則5差路につきましても、計画があったというふうな発言で副議員からは先ほどお話ございましたが、ちょっとそれも調査したいと思っておりますけれども、これについても早急な解消が必要だとは思っております。これも財政をにらみながら考えていかなきゃいけない問題の一つだと思っております。

議会からもさまざまな請願が上がっておりますし、財政状況と総合的に見ながら対応していくしかないというふうにお答え申し上げるしかございません。

以上です。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、お待たせしましたが、ホリカワに対する支払いの件でございますが、調査の結果を報告します。12年12月21日、土地代50,000千円、口座払い、13年5月24日、土地代150,000千円、現金払い、移転補償費50,000千円、現金払い、13年6月14日、移転補償費50,000千円、口座払い、以上のとおりでございます。

○議長（大川隆城君）

以上で4番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

6番松田俊和君お願いいたします。

○6番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。6番議員松田俊和です。ひとつよろしく申し上げます。

私のほうから2点質問させていただきます。

まず1点目は、健康増進対策はという名称において、質問内容といたしましては、1番目、町民に対する健康を図るための取り組みはいかがされているか、その辺を伺いたいと思います。2番目については、体力のほうに関して各課の課長さんの答弁をよろしくお願いいたします。

2点目の項目といたしましては、町の安全面対応はということに関しまして、1つ目、施設環境面において行政の取り組みはいかがされているか、その辺の今後の方針を伺いたいと思います。2つ目に関しましては、ハザードマップ、今現在ありますが、その後の改革ですか、その辺の状況を伺いたいと思います。

以上、2点をお尋ねいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、健康増進対策について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの6番松田議員の健康増進対策について、町民に対する健康を図るための取り組みはということで、私のほうから答弁させていただきます。

平成20年4月より国民健康保険に加入する者のうち、40歳から74歳の方を対象として、特定健康診査及び特定保健指導を実施するようになっております。今年度も特定健康診査とあわせて各種がん検診を6月22日水曜日から25日土曜日まで、中学校体育館で実施するようしております。特定健診の内容は、基本的な健診の項目として、身長・体重、腹囲測定、診察、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査があります。詳細な検査の項目としましては、貧血検査、心電図検査、眼底検査などがあります。

まず、受診されましたら、その健診の結果を個別に説明し、結果内容により、生活習慣の改善に対する実践可能な目標を設定し、個人の生活習慣病改善の取り組みを支援する動機づけ支援や生活習慣の改善に対する実践的な目標を設定し、3カ月から6カ月をかけまして個

人の生活習慣改善の行動の継続を支援する積極的支援の特定保健指導を行っております。平成20年度のその該当者につきましては、動機づけ支援が70名、積極的支援が20名いらっしゃいました。生活習慣病予防により健康寿命の延伸と医療費の抑制を図るためにも、特定健診の受診率の向上に努めていきたいと考えております。

受診率でございますけれども、平成20年度は集団健診と個別健診合わせまして52.9%、平成21年度は50.7%、平成22年度、前年度なんですけど、まだ最終確定ではございませんけれども、現在44.9%であります。国が示す参酌基準では、平成24年度65%となっております。受診率向上のために広報誌掲載での周知、対象者に対し受診案内のチラシ、受診票の個別発送、広報車での受診勧奨、未受診者に対する保健師の訪問勧奨などにより、受診率の向上に努力したいと思っております。

また、その他の健康増進の取り組みといたしまして、気功教室やヨガ教室、男性のための健康づくり教室などを行っており、今後も健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

今、岡課長から発表されましたが、その中において、あくまでも予算の数字でちょっと上げさせていただきますが、特別会計という名称の中で、上峰町国民健康保険特別会計という欄があります。その中において、私が資料を見させてもらって調べた結果、22年度、去年になります。そのときの予算の数値、実際決算の数字とはちょっと違いますが、予算のほうの数字で言わせてもらいますと、22年度が986,860千円、もう約10億円に近づいています。これが17年度、私ずっと調べていますが、飛び飛びで失礼ですけれども、17年度が753,400千円、14年度において、約8年前ですけれども、602,960千円という予算が上がっております。こういうふうに1億円単位ぐらいにずっと上がっておりますが、何が一番原因なのか、そこら辺を教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいま予算のほうの話でありましたけれども、現在、決算が22年度まで、22年度は見込みなんですけれども、21年度まで出ております。その中で考えますと、まずは大きなものは医療費であると考えられます。その医療費の給付状況なんですけれども、平成17年度で約5億円ありました。それから、18年度530,000千円、19年度560,000千円、20年度若干落ちてまして550,000千円、21年度が550,000千円ということになっております。これ17年度から21年度までを比較しますと、約50,000千円強の増加がここで給付費としてあります。それから、19年度までが老人保健になっておりましたけれども、20年度から後期高齢になりまして、その分の支援金等で若干の増減が見られるようでございます。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

今莫大な数字、億単位の数字を連絡していただきましたが、その中において、課長がかわれて、前の課長のことを言っただけは失礼になるかも知れませんが、20年の9月、当時は江口健康増進課長、名称が変わりますが、江口課長でしたけれども、そのときにメタボリックシンドロームに着目し、生活環境の改善に重点を置いて、医療費の抑制と国民健康保険安定化を図りますとあります。これはもう3年も前になって、今度課長がかわって岡課長になりましたが、この辺の何と言ったらいですか、目標の考えはいかがなものでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの話の中で、メタボリックシンドロームというのがこの特定健診の先ほどの保健指導の一つとして、このメタボリックに該当する方の保健指導を重点的に行っております。

なお、平成20年度のメタボリックに該当する方が、男性の方で該当者が約20%、その予備軍として21%、それから女性の方、該当者が約9%、予備軍として11%あります。まずはこのメタボリック、この部分の該当者の減少をしていくことが肝要だと思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今受診の件に関して答弁していただきましたが、また、古い話で失礼な話を言いますが、21年12月の江口課長の答弁の中に、国民健康保険に加入されている40歳から50歳までの男女の方の受診率が非常に低いので、保健婦——今保健師と言いますが、未受診者宅に訪問し、また受診案内の個別発送、医療機関の紹介、広報車での勧奨など受診率の向上に努力しますとあります。これは今現在、保健師さんですね。以前は2人だったかも知れませんが、1人出向されているということですので、3人体制で、町内には2人おられますが、今現在46%ですか、上峰町の受診率が。今度65%を目指すと言われますが、その辺の受診率の向上は、来週に本年度はされますが、前年度までの受診率の向上の状態はいかがなものでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

受診率の向上対策なんですけれども、平成22年度の未受診者に対しまして個別訪問をやり23年度の実績に反映したいと思っておりますので、ちなみに22年度、その個別訪問の対象者179名おられまして、その方々に個別訪問で勧奨をしております。特に40代、50代の方につきましては、特に勧奨のほうを強化しております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

個別訪問を重点的に目標を立てていくと今言われましたが、その辺の話は先ほども言ったように、江口課長時代と一緒にの状態をとられている状態しかありませんが、先ほど言いましたように、2人から3人体制、実際は1人から2人体制になったかも知れませんが、そこ

の辺の人員を増加して効果があっているものなのか、それともまだ保健師さんが足りないものなのか、その辺の考えを教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

現在、本町には3名の保健師がおります。1名は介護のほうに出向して、現在2名でやっておりますけれども、日々の健診、あるいは乳幼児の訪問等もあり、そのあいた時間で、例えば、本庁に来られたときにそういう方々に勧奨をすとか、出向いて勧奨するとかいうことをやっております、また、それに向けて個別通知、あるいは広報車による広報も今後も実施をしていきたいと思っております。また、集団健診が終わりました、その後、その健診の未受診者に対しまして今度は個別健診の勧奨もやっていきたいと思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

最後になりますが、健康福祉課の課長様として目標ははっきり見えている状態が、私が述べさせてもらいますが、1つ目は、先ほど予算の数字を10億円近くになっていると、その数字をいかに減らすか、絶対にこれも一人ではできないと思います。これは2番目の項目にもかかわってきますが、この980,000千円ですね、約10億円の数字をいかに減らすかという目標と、もう1点は、今現在佐賀県一ではありますが、受診率の向上ですね。65%にいかにかふやすか、達成するか、そこの辺の目標をですね、これ数字でぴしっと出てきますから、どこかみたいに検討しますどうのこうのの検討とは全然違って、目標が出てきますから、そこら辺の努力を私のこの質問としてお願いし、私のこの欄の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、予算の話なんですけれども、まずはこの特定健診を受けられて、それにより生活改善等がある方を早期に発見し、医療費の抑制に努めていくことがこの医療費の抑制につながってくると思います。その特定健診の受診率の向上なんですけれども、現在、佐賀県でも本町は上位のほうにおります。やや22年度は下がりはしましたけれども、そのパーセント、幾ら目標かという、一応国の参酌基準では65がありますけれども、65を目標にはやりますけれども、なかなか難しい状況が、個人個人さんの、例えば、病院に今現在かかっているからもういいよというような方もいらっしゃいます。そういう方を掘り起こしながら、できるだけ65に近づけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、②の項、町民に対する体力を図るための取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（川原源弘君）

私のほうから町民に対する体力を図るための取り組みはという形で御答弁させていただきます。

まず、住民の健康保持のための保健と体力増進というのは、さきの医療制度改革によって生活習慣病予防というところに着目し、それに移行したところでございます。

保健並びに体力増進につきましては、両輪がごとく深くかかわりを持つということになってきております。したがって、生涯学習講座とか公民館教室としての高齢者教室と女性セミナー、講座等におきましても、食育セミナーを初め、生涯健康現役講座ということとか、あとはさきのNHKの「ニュースただいま佐賀」という放送番組においても、その内容の紹介がありました、ふれあい友遊かみみねなどを際して、多機能型スポーツの推進、あるいはストレッチとか教養講座などの内容を取り入れ、メタボリックシンドローム予防へと徐々にシフトしていこうとしたメニューの開発を図っていこうということで考えております。

また、町の保健所管課との連携に関しましては、上峰町食生活改善推進協議会の皆様方の活動へもかかわりを持って、高齢者の医療に関する法律に基づく生活習慣病有病者と予備軍の減少に向けての一助を担えれば幸いかというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

今メタボリックシンドロームの名称を上げていただきまして、ありがとうございました。

その中において、私がちょっと、川原課長もまだ1年もならない状態の新しい課長ですけども、私が調べた内容として、20年9月、このときにも同じような項目で質問しております。そのときには、当時、鶴田生涯学習次長様が答弁した中で、これ名称が変わっていますが、健康増進課とスポーツ関係団体教育委員会との協力を図り、医療費抑制に努めるという答弁をしてもらっております。この医療費抑制に努めるという鶴田次長の答弁と今の川原課長との考えは一緒のものなのか、先ほどメタボリックシンドロームという名称でもって、医療関係と同時に考えていきますという言葉は今言われましたが、その当時の鶴田次長との考えと全く一緒のものなのか、その辺を教えてください。

○生涯学習課長（川原源弘君）

当時の答弁といたしましては、医療費抑制に努めるという意味と、私が先ほど答弁いたしましたメタボリックシンドロームの予防へという形の意見は同じなのかと、また、医療費抑制に努めるという言葉はどうなのかということなんですけれども、先ほど健康福祉課長が申しましたように、特定健診の受診率を上げるということは、ひいては、そこで新たな病気の発見という可能性もあろうかというふうに思います。重大な病気の発生を抑制するという意味においては、長期的には医療費の抑制ということになるかと思っておりますけれども、現在の特別会計においては年々増加傾向にあるという御指摘のとおりでございます。したがって、特定健診の受診を促進するということは、潜在的な医療の早期発見という意味だという

ふうに考えております。

したがいまして、短期的には医療は一時的には上がるかと思えますけれども、長期的な視野に立っての重大な病気の抑制に寄与するものというふうに思っております。したがいまして、20年9月の質問と私の答弁というのは、長い目で見れば同じ意味だというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

今、川原生涯学習課長様から答弁いただいた内容としましては、福祉課長の立場みたいな状態で言われましたが、私としては、また前の話を言って失礼ですけれども、そのときの鶴田生涯学習次長様が、各団体、各分館がいろいろなスポーツ行事を実施し、町民健康づくりのためのスポーツ推進を努めると答弁してもらっております。このスポーツ推進を努めるとという言葉に対して、今現在の川原課長様としてどのようなスポーツ推進をされているのか、その辺を教えてください。

○生涯学習課長（川原源弘君）

なかなか話がちょっと、私、ここ今の担当課に来て1年たっておりませんので、非常に難しい御質問に対するものというふうに思っておりますけれども、現状としましては、従前の筋力増強ありきというふうじゃなくて、先ほど申しましたように、ふれあい友遊かみみねというような形での、要するに老若男女がともにゆるやかな多機能型スポーツを楽しもうというふうに最近は変わってきているんじゃないかなというふうに思っております。したがいまして、ストレッチとか教育講座、食育セミナーとか、そこら辺を踏まえての、総合的にメタボの予防という形になればいいかなというふうに思っておりますので、筋力増強という従前のスポーツありきじゃなくて、そういう総合的な生活習慣病有病者、予備軍の減少に向けてのスポーツのあり方も今後は重要じゃないかなということに思っておりますので、先ほど言いましたように、ふれあい友遊かみみねへの参加者も現在のところ70名ほどになっておりますので、そういう形での、今後それを発展していければいいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、福祉課長と生涯学習課長様から答弁をいただきましたけれども、本当に川原課長は福祉課の話をして、福祉課の課長は川原課長のほうの立場の話をして、要するに非常に共通性というか、その共通性を持っていかないと、先ほどから言っていますように、予算の10億円にもなっているような数字を減らすがためには、やっぱり協調性、昔から町長様にも質問しましたが、共同性ですね。さんざん言っていました。どこかの課とどこの課を一緒になったらどうかとかいう話は、前の議会で質問させてもらったところでの話ですから、深く言い

ませんが、福祉課の立場と生涯学習課の立場としては、共同性がなければ予算の10億円近い数字を減らすあれは絶対にはないと思います。そこの辺で、私がもう一回最後に聞きたいんですけども、共同性の立場として、健康福祉課と生涯学習課との協議とかは持っておられますかどうか、お尋ねさせてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

大変難しい質問ですけれども、私も生涯学習課長もことしの4月にかわってきたばかりなので、まだそこら辺の煮詰まった話はやっておりません。

以上です。

○生涯学習課長（川原源弘君）

現状を申し上げますと、かかわり合いとしては、8月に行う九重のキャンプ、あるいは10月の町民体育大会、そこら辺におきましての人的派遣という意味合いにおきましては、保健師さんたちの派遣を願っておるところでございます、あとは先ほど申しましたように、食生活改善におきましては、要するに町民センターの調理場を使つての活動でございますけれども、そこには健康福祉課の栄養士等々の派遣並びに私どもの生涯学習課の職員等も一緒に入って語り合いとか、そこら辺を踏まえての活動というのが現状かというふうに思いますけれども、今後は2課共同につきまして、どういう活動ができるかというのを模索、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

また最後に検討しますということはもらいましたが、ひとつまだまだ先に続きますもので、検討のほどを十分にさせていただいて、先ほど10億円の数字と65%の数字、及び健康問題に関して質問させていただきました。

そういうことで、今後ともひとつよろしく願いして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。町の安全対応はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

執行部、答弁いかがですか。執行部、どなたが答弁されますか。

○町長（武廣勇平君）

休憩をお願いします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長のほうから休憩の要請がございましたけれども、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。それでは、休憩をいたします。暫時休憩。

午前11時41分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開をいたします。

休憩前、午前中に引き続きまして一般質問を再開いたしますが、その前に議長から執行部に対して一言申し上げます。

先ほどの執行部答弁につきましては、私から再度催促したにもかかわらず答弁が出ませんでした。打ち合わせは事前にきちんとされているはずなのにどうして出なかったのかと本当に不満に思います。今後こういうことが一切なきように、迅速かつ適切に答弁をしてもらいたいと思います。そのことについて町長より釈明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員のお尋ねに際し、質問事項、質問要旨の中で執行部において答弁ができないという事態を招きまして休憩をいただくことになりました。大変申しわけなく思っております。今後こうしたことがなきよう、この質問要旨の内容について執行部としてはっきり把握することに努めていきたいと思っておりますので、御容赦賜りますようよろしくお願い申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（大川隆城君）

それでは、6番議員の質問であります町の安全対応につきまして、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

午前中は貴重な時間をとりまして、まことに申しわけございませんでした。深くおわびいたします。

それでは、松田議員の町の安全対応は、①施設、環境面において行政の取り組みにつきまして、私のほうから御答弁をさせていただきます。

また、昨日、橋本議員の御質問に御答弁いたしました点と重複するかもわかりませんが、それは御容赦いただきたいと思っております。

防災無線についてでございますが、この件につきましては平成23年2月にJ-A L E R T、瞬時警報システムと申しますが、これを設置いたしまして、役場と国、県とを結ぶことまでの整備は整っております。しかしながら、各地区を役場と結ぶ、そういった防災無線につきましては今後の課題となっております。

3月11日に東日本大震災が発生しましたときには、このJ-A L E R Tから瞬時に警報が入りまして、役場の中では周知することができたところでございますが、これをいかに早く

住民の皆さん方にお知らせするかと。そういったものについてが今後整備していかなきゃいけない課題と、そういうふうになっているところでございます。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

私の質問に対して、答弁をもらえなかった点に関しては1時間20分ぐらいありましたが、大変なる熟慮をしていただいたと思って、今後の私の質問に対して、検討しますということがないようなことは私はお願いして、今から質問をさせていただきます。

まず今、池田課長から防災無線に関して回答を得ましたが、きのうも橋本議員のときに返答がありました。返答といたしますか、答弁がありましたけれども、この中において私が調べた内容、20年9月——また前の話を言いますが、もう3年ぐらい前になります。そのときに当時の総務課長様が、答弁の中身の内容としては、「災害にそぐわないために、いち早く住民に知らせ情報を伝え、場合によっては避難勧告をする必要があり、伝達手段として防災無線の整備を促して、意見を聞いております。積極的に前向きに検討していきます」という答弁をもらっております、3年前にですね。

また、その答弁の中にも、「危険箇所の改善に向けては財政的制約があり、緊急度、危険度を勘案しながら敏速かつ積極的に対応していきます」と、答弁を3年前にしてもらっています。その中において、きのうの橋本議員のときも一緒ですけども、私のきょうの今の池田課長の答弁も何ら進歩がないような現状で、答えは財政的な面にかかってくるかもわかりませんが、3年たってでも同じような回答しか得られないというところに、私は不満でたまりません。もう一回、その辺の検討のあり方の状態を教えてください。

○総務課長（池田豪文君）

きのう近隣町の防災無線の状況につきまして御説明いたしましたが、起債を借りれば事業というのはできると思います。しかしながら、今の状況は議員の皆様方御承知のとおり、例えば、資料要求とかで起債の償還計画とか起債の現在高と、そういったことの資料要求も議員の皆様方から求められる、このような状況でございますので、起債を借りなくて一般財源でその部分をやるというのは、今の現状では厳しいんじゃないかなと思っております。

またほかにも、例えば、きのうの議会の中でも戸籍の電算化とか、あるいはほかに、消防関係の行政面におきましては、各消防団の消防車を更新することも私どもの課題でございますので、その中で優先度合いというのが出てくるんじゃないかなと思います。一遍に事業というのはなかなかできませんので、そういったところをどう計画していくかというのが課題というような状況でございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、起債を発行すれば実現ができると答弁をいただきました。その中において、ことしの

3月の東北の大地震ですね。あれでもって津波が発生し、大変なる災害が発生しております。そういうことを考えたときに、起債がどの金がないのかと問い出したらばですね、一番肝心なのは私から言わせてもらえれば、人間をとるか金をとるかにかかってくるような状態にあるわけですよ。金をとる——負債がふえますからそれはいろいろ問題があるかも知りませんが、ああいう災害が起きたというその現実を見て、そういう3年も前から言っているにもかかわらず進歩性はないと。

隣の吉野ヶ里町は、防衛省の補助があったから2億何千万も出して——270,000千円ですか、補助があつていろいろ数字的には低くなったかも知りませんが、吉野ヶ里町は完成していると。基山町においても45,000千円かかって、ある程度は実施ができていると。上峰町とみやき町においてはできていませんと簡単に言われますが、やっぱり災害を考えたときには、人間をとるか、今現在は金をとるかじゃなしに、危険度をいかに十分持つかという立場をとるのも行政の立場じゃないでしょうかね。そこら辺の考えをもう一回教えてください。

○総務課長（池田豪文君）

吉野ヶ里町の事案につきましては、事業費が270,000千円でございます。それで、防衛施設周辺民生安定施設整備事業で75%の補助が来ておりますので、270,000千円のうち単費、一般財源は67,500千円ということで聞き及んでいるところでございます。

続きまして、基山町については44,759千円で、これは起債事業で防災対策基盤整備事業ということで、これは平成17年度から平成19年度までの3カ年の事業でございます、今はこの起債事業はないということで聞いております。

近隣市町の件はこういふことでございます。確かにハード面の充実というのも必要でございますが、昨日も申し上げたかと思いますが、ソフト面ですね、自主防災組織ということを私申し上げたかと思いますが、そういった避難を促す装置だけがあつても、住民の方たちがそれに対してどう対応していただくかというのが一番大切なことではございますので、さきの区長会の際にも防災士にもお越しいただきまして、自主防災組織についてはどういふものかというのを説明を加えてきたところでございますが、そういった自主防災組織をつくりまして、そして各地区が避難できるような体制をつくると。そういったことも当然必要でございますので、あわせ持ったところの整備というのが今後行政に求められていると、そのように考えるところでございます。

ちょっと話は長くなりますが、先ほど申しましたように、何が一番優先するのかというのは、私どもの立場としては、そういった防災無線というのは非常に大切なものですぐに整備したいと。そういったこともありますが、町全体のことを考えますと、起債を何でもかんでも借りてやっていっていいのだろうかということになってきますので、そこら辺の兼ね合いというのが非常に難しいところであるということで思っているところでございます。3年も経過して何もできていないというのは事実でございますが、それがちょっとなかなかでき得

ていない現実というのが今の町の財政ということで考えているところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、起債の面に関して答弁していただきましたが、私としては「何でんかんでん」という言葉でもって起債を発行するのはどうかというふうな意見を今言われましたが、何でんかんでんの中身はですね、相手は人間ですから人様ですよ。そこを案じてですね、何でんかんでんの中に含まれている一人間として考えてもらえれば、これは話は先に進みませんが、やっぱり東北の大地震を考えときにおいて、人間性を帯びた町行政をやってもらうがためには、必要として起債を発行せんといかんじゃないだろうかというふうな考えを持ってもらうような考えはありませんでしょうか、そこをもう一回お尋ねします。

○総務課長（池田豪文君）

「何でんかんでん」といった言葉につきましては申しわけございません。ちょっと言葉が足りなかったと思います。ただ、町行政といたしましてもいろんな課題がですね、例えば、土木行政とか、あるいは福祉とか、あるいは先ほど申し上げました戸籍の電算化とか、いろんな課題があるものですから、そういったことを包含したところで申し上げたところでございますが、なるべく早くそういったものを私ども主管課といたしましても整備していきたいと、そのようには考えているところでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、議員の皆様方の御理解をいただければ、それは起債というのを当然申請しまして、そして補助事業を行っていく、そういったことは当然やぶさかではないところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

結論的には財政面にかかってくるかというふうな話を今されましたが、私はきょうの午前か午後一番最初に言いましたとおり、「検討します」という言葉じゃなしに「します」という言葉を期待しておりましたが、残念でなりません。

2番目に、ちょっとまたお尋ねしたいことがあります。その内容は、去年の3月ですね、もとの井上議員が質問しておりました役場の一番屋上のサイレンですね、あれが聞こえにくいと。総務課長に聞きましたら、いろいろ事情があつて今現在改造をやめていると。地元の役場の屋上のサイレンが聞こえんような状態が上峰の中にあると、やっぱり聞こえないところがあるならば聞こえるようにできるような手段を持って、それでもなおかつ聞こえんところは、それはやむを得ませんが、今現在は壁で邪魔して聞こえない状態の可能性が高いというふうな話を聞いております。

そこでもって、それを修理するためには見積書を出して、ある程度の金額は出してもらつておりましたが、一町民としては皆さんに聞こえる状態に保つて、聞こえんところはやむを得ませんが——今のテレビでも一緒です。見えないところはやむを得んで、改造をして見え

るようにされています。やっぱりそういうふうな努力もとるところが行政の役目じゃないでしょうかと私は思いますが、そこら辺の改造に関してはどういう意見を持っておられますでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

平成22年3月議会におきまして、大字堤地区への火災時、緊急サイレン設備につきまして、委員会付託ということで議会のほうに請願が上がりまして、そして5月21日に開催された総務常任委員会におきまして御審査いただきまして、そして庁舎屋上にも総務委員の皆様方お越しいただいて、そして現地のほうも踏査いただいております。その後、私どもで専門業者さんのほうに見ていただいたりしまして、その際に私どもとしましては大字堤地区、特に堤とか屋形原とか船石とか鳥越、そちらの方面に届くようにというようなことを勘案いたしまして、調査していただいたところ、今のサイレンをかさ上げしてもそこまでは届き得ないと。そういう結論でございましたので、私どもとしましてはそのかさ上げにつきまして断念したところでございます。

それで、他町の事例とかも参考にいたしまして、サイレンの補助はないかということで検討いたしましたところ、財団法人自治総合センターというのがございまして、そのコミュニティー助成事業のほうに、今現在、屋形原のライスセンターがございまして、そこら辺に設置したらどうだろうかということをお案しまして、その緊急サイレンについて申請をしたところでございます。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

役場の屋上のサイレンに関しては、ちょっと聞こえづらい面が多いという可能性で断念をしたと今言われました。堤地区に関してはライスセンターの横の辺に災害センターですか、その援助を受けて立てるつもりでおりますと今言われました。この防災無線についても金がない。今度は警報、要するに堤地区の災害に関する、要するに防災の面についても今申請をしている段階ですというふうな——財源がもともになるかもわかりませんが、先ほどから言っているとおり、財政の金の面じゃなくて人間性を重視した行政というところの面に関して、私は重要性をもっと持ってもらいたいなと思っておりますが、先ほどから言っているように、今申請をしておりますじゃなくて、きょうあしたにでもさっとする。防災無線ができなければ屋形原じゃなくて、堤地区のサイレンの警報装置をそこだけでもまず取りつけると。何でも一歩から始まりますもので、そういうところの考えを持って行政をやってもらわないと、今申請しています、金がありませんからできませんとかと言っているだんじゃないんじゃないでしょうかと私は思いますが、その辺の回答をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員のお尋ねでございます。防災行政無線の設置について早急に、また堤地区を

初めとするサイレン吹鳴の設置を早急に行うべしという御指摘でございますが、今担当課長が申しましたように、本町の町民の皆さんの安心・安全の確保という面では、自主防災組織を早急につくることとあわせてやっていきたいと思っておりますし、自主防災組織の構築に力を尽くしているところでございます。

なお、これについても当然支出を伴うものでございますので、しかしながら、ソフト面における自主防災組織の構築というのは大変重要だと。

先般、防災訓練もございました、県の防災訓練ございましたが、要援護者の支援という形で行ったものの、実際地域において車いすで御生活されておられる方々等の具体的な避難支援というものをもっと具体化していく課題を持っておりますし、このソフト面においていろんな問題点も見えてきておりますので、今後はそうしたところに力を入れながら、一方でこうした防災行政無線、またサイレン吹鳴等の設置も財政の状況に合わせてしていかなきゃいけないと、率直にはそういうふうに申し上げさせていただきたいと思っております。

町民の皆様の要望、要請だということだと思います。安心・安全の確保、これも町民の皆様の求めるところであると思いますが、同時に、財政の健全化も私は町民の皆さんが求めるところであろうと思います。九州、山口——繰り返し申しますが、実質公債費比率ワーストワンということでありまして、早期健全化指定され、夕張のようになってしまえば住民税等も上がったり、新たな税を導入せざるを得なくなったり、町民の皆さんへの負担というものも上がってくると。それは町民の皆さんが望むところじゃなかろうというふうに私は判断しております。財政の健全化と、こうした安心・安全の確保と並行してとり行っていきたいということで、御理解いただければと思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今町長から、ハード面に関してはいろいろな面で今問題があるから、ソフト面のほうを考えるということで答弁をまずいただきました。ソフト面に関しては各地区の区長さん、消防署団員さん、いろいろ関係してくる人間性がありますが、やっぱりそこら辺の先頭を切って役場の行政がソフト面に入れるなら入れるなりに、来年からしますとか、再来年からしますじゃなくて、こういうのはいつときでも早いときから練習といいますか、訓練をしておったほうが、やっぱり何がいつあるかわかりませんもので、そこら辺の要するに用意周到なる準備をますます図っていただいて、行事でも日程をつくっていただいて、そこら辺の段取りをつくってもらふようなことをお願いして、この欄を終わります。

次の欄をお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に、ハザードマップの改良について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

ハザードマップの改良はないかということの御質疑でございますが、1点だけちょっと申し述べさせていただきたいと思います。

自主防災組織につきましては、住民の方々お一人お一人がそういう見地に立って行っていたくものですので、行政主導という形ではなかなか自主防災組織も發揮できないと思いますので、その点は御理解いただきたいと思います。

それでは、ハザードマップの改良はないかという点でございますが、このハザードマップにつきましては平成21年度に作成をいたしております。各戸配布用は平成21年12月に、また掲示用は平成22年1月に配布したところでございます。

このマップにつきましては、そのマップにも書かれておりますように、150年に一度の確率で起こることを予測しまして、48時間、雨量が521ミリに達して筑後川の堤防が決壊したことを想定した、そういった想定で国土交通省の筑後川河川事務所のシミュレーションに基づいたものでございます。

この配布の目的といたしましては、住民の皆様方へ、大水害が起きた場合の浸水想定区域と避難場所の周知といったこととございました。マップをごらんいただいたことによって従前よりも認識が深まったものと、そのように考えるところでございます。このマップはイラスト的でございますので詳細な表示はございませんが、自分がお住まいのところが大水害でどのような状況になるかと、そういったところについてはお察しできるものと、そういうことで効果があるということで判断をいたしております。

次に、ハザードマップの改良でございますが、東日本大震災の発生に伴いまして、佐賀県や国におきまして、特に国交省の武雄河川事務所が中心になりまして有明海、それに玄界灘沿岸の8市町に、津波に対する影響を再検討されているところでございます。それとあわせて筑後川、城原川、嘉瀬川、六角川流域の水害についても再検討が図られているところでございますので、そういったデータ等、資料に基づきまして、現マップについて改良すべき点が生じますと、また改良して住民の皆さん方に周知を図っていききたいと、そのように考えるところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、各川及び、要するに場所的なハザードマップは作成していると。この面に関して、また変なことを言い出しますが、21年の9月に当時の江頭総務課長は答弁の中で、時期的にはもう少し時間をもらいたいと。要するに金がなかったから、もう少し時間をもらいたいという条件で、ハザードマップを各家庭に配布する予定ですと。今、池田課長から21年12月には配りましたというところの結果は出ています。

また、その後といいますか、その次の内容は、また各地区の掲示板には大きい図面を予算内で計画していききたいとあります。これも先ほどから言っているように2年半は過ぎます。

私が知っている限りにおいては、各家庭に配られたA3ですか、あの大きさの要するにハザードマップしか私は見たことはありませんが、この大きい看板という面に関しての施策というんですか、考えはどのように持っておられますでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

先ほど申し上げた点が、平成21年12月に各家庭配布用のA3版のハザードマップ、それとあと、その翌年の1月、平成22年1月にA2版のハザードマップ、各家庭用の拡大したそのものでございますが、それを配布、差し上げております。

ちなみに、各戸配布用については3,200枚作成しております、費用が53,760円かかっております。それとあと地区の掲示用ですね、それが100枚で39,900円ということで、合計93,660円の費用を使いまして、そしてハザードマップは作成したところでございます。A2版は先ほど申しましたように、各戸配布用のA3版よりも倍ぐらいですかね、それぐらいのサイズになろうかと思えますけれども。サンプル的には役場の総務課のところはまだ予備が若干残っておりますので、それをごらんいただければと思います。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、答弁の中でA3のマップに関しては各戸に配布をしたと。まして、あとA2の大きい——A2というのがちょっと私も見たことないもので申しわけありませんが、100枚は刷ったと。要するにどこかに張られておるだろうと私は思いますが、どこの辺に掲示されて、大きい看板という、その看板で大きいといったらば道を通っていても見えるんじゃないかなろうかと思えますが、私の勉強不足で失礼ですが、そのA3より大きいA2というのを余り見たことありませんが、その辺の行動というんですか、掲示する行動はいかにされているか教えてください。

○総務課長（池田豪文君）

各地区に掲示板がございますが、その掲示板に掲示するよう、そういう趣旨でつくったものでございます。それで、また区長会の際にでも——区長さん方は御存じのとおり、2年とか4年とか交代されるものでございますので、今の現区長さんがそのときに配布したときの区長さんかどうかは定かにわかりませんが、区長会の際にでもそのハザードマップの件について申し上げまして、そしてまた、こちらのほうの予備で足りる分がございましたら再掲示とか、そういったこともお願いしていこうと、そのように考えるところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、掲示板に張ってあるだろうということではありましたが、私も大概分、私の地区的なところの掲示板は見えますが、正直言いましてどこにも張ってありません。そういう張っていない、張ってあるは抜きにして、張るようにするのも区長さんの責任かもわかりません

が、確認するのも担当の方の役目じゃないでしょうかね。危険度に伴う一番重要な図面がですね、図面といいますか、マップ、要するに印をつけられたちゃんとした地図がどこにあるかもわからんような状態で、100枚刷ったからどうだろうこうだろうと言われても、やっぱりぴしっと張るべきところに張ってあるからこそマップになるべきものであって、100枚刷りましたからどうです、区長さんに頼みましたからどうですとか言われなくて、やっぱり確認して張るのも役目じゃないでしょうかね、そこら辺の確認はされましたでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

私自身としては、掲示板の掲示についての確認はしておりません。それで、議員申し述べていただきましたように、掲示についてですね、こちらのほうは掲示していただくような趣旨でしていたと思いますが、そこら辺の周知がうまく図れなかったということも反省すべき点だと思いますので、そういったことについては反省したところで、周知を図って、そして改善していきたいと、そのように考える次第でございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、気をつけて張ってあるのを確認しながら今後進めますという答弁をいただきました。その中で、先ほど各家庭に配られたA3ですかね、この内容の図面がA2のほうにただ写されただけの大きさになっているわけですかね。そのときに私がお願いしたいことは、今現在、避難場所、要するにおたっしや館とか、いろんな場所を指定されて、地図には載っております。

あと問題は、水の浸入してくる場所は、今現在、国土交通省といろいろ検討されて、要するに浸入してくる水の高さが違うかもわかりませんもので今検討しておりますと言われますが、私としては、地震は関係ありませんが、浸入した際において各地区における標高差ですね。水が浸入してくれば幾ら逃げても、高いところに行かない限りは水に沈没しますからですね。ここの場所にはこういう高いところがありますよと、この高さは何メートルになっていますから、ここにできたら行ってくださいとかという、その場所、場所の箇所を示すようなマップも考えてもらわんといかんような時代になっていますが、その考えはあられますでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

洪水面でいいますと、そのときの状況によらないと、なかなかそこら辺は難しいものということは思います。ただ、ここで想定されていますので言いますと、大字江迎とか前牟田については現地の避難所では危ないだろうと。当然坊所地区の小学校体育館とか、あるいは町民センターとかですね、町民センターはここの中に入っておりませんが、中学校の体育館とか、そういったところに避難するようにしなきゃ難しいだろうと思います。

それで、御指摘の標高の件でございますが、大字前牟田、江迎につきましては、標高が例

例えば50センチとか1メートルといっても、本当の大災害が来たときには水没すると思いますので、そこにそういった表示をする予定は持たないということで考えております。

それとあと、周知を図る意味におきましては、先ほど申しました自主防災組織による周知は、そういう自主防災組織が整備されましたら、そういったところで徹底が各地区の住民の皆さん方にできますので、水害のときはどこに避難しなきゃいけないとか、あるいは、こういった災害のときにはどこにというのはどこにというのの取りまとめということは非常に有効にできていくと思うと、そのように考える次第でございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

水害時において、何メートルの高さの水害になるかわかりませんから作成がちょっととまっておりますと言われますが、このハザードマップという意味は、何メートルぐらいの高さが来たらここに逃げてくださいとか、何メートル以上だったらここに逃げてくださいと、順路をちゃんと示して、こういうときにはここへ、こういうときにはここへというふうに指示するのがハザードマップじゃありませんでしょうか。水の高さがどれくらい来るかわかりませんから、書きそろえるのはちょっといたしかねますとかいう答弁では、ハザードマップというハザードの意味が違うんじゃないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

議員御指摘の点は多々、そういうことがあると思います。ただ、ここの凡例の中にも書いておりますが、一番浸水する可能性があるところは2メートルから5メートルということで示しております。これは1つには、先ほども申しましたように国土交通省の筑後川の河川事務所のシミュレーションに基づいたところのものでございまして、これを独自に私どもが例えば何メートルですよ、3メートルしか来んですよ、2メートルしか来んですよという想定はなかなかしにくいものです。

だから、例えば江越地区の方たちというのは、これを見たところで自分の地区がどこにあるだろうかというのがわかりますので、そういう水害が来て警報が発令されたときには上のほうに逃げなきゃいけないとか、そういったことを周知していただくということになるかと思えます。このハザードマップについては、指摘のとおり改良する点は多々あると思えます。よその事例とか議員さんにもお見せいただいた部分がありますが、例えば佐賀市の事例とか、それはすばらしいものができております。

ただ、一つ申しますと、佐賀市は合併した市でありますので、人口的に拡大した市でございます。本町につきましては9,000人ぐらいで、南部の方たちというのはもともと住まれている、上峰町にお住まいの方でございますので、そういう地理的なもの、地形的なものというのは十分御認識いただいているものと、そのように思うところでございます。改良すべき点については改良していかなきゃいけないということは、私も思っております。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

今まで答弁していただきましたが、いろいろと問題点及び今から考えるべき点をいろいろ言われました。そういうところにおいて災害というのは、一番基本になるのは自主防衛といえますか、自分が自分としての、どこにどうしたらいいかという考えを町民皆さんが持ってもらわないといけないと思います。そこを持ってもらうがためには、あなたしとってくんしゃいよでは——ちょっと言葉が悪いかもわかりませんが、それじゃだめだと思います。「町の行政では成り立ちません」というふうな先ほど答弁がありましたが、町の行政がすべきことは、そういうふう自主防衛をするような立場の啓蒙を十分とっていただけるように、私は2年後、3年後とかという話は絶対間違いと思ひまして、ことしじゅうでも半年以内でも、啓蒙をとるがために訓練をするとかというその訓練の日程をもう一回考え直していただいて、今後の安全性を保っていただけるように私からのお願いで、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で6番議員の質問が終わりました。

次に、7番岡光廣君お願いいたします。

○7番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。今回の一般質問につきましては、3月の定例会の積み残しの分と、それから町長の行政報告等を主体にして一般質問をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今回は、質問事項として2項目を上げております。行政事務処理の流れ、規約、規則等、変更等の現状ということで1つは上げております。

この分につきましては、3月の定例会におきまして、池田総務課長のほうから事務処理の手順ということだけを一応していただきまして時間切れになったわけですがけれども、条例、規則等の改正、その条例等を所管する課で原案を作成してから、必要に応じて関係課に配付していくと、そして町長の決裁を受けたところで、総務課長で告示を行っていくということの一つ回答していただいております。2番目に、教育委員会関係については、規則関係以下教育委員会で告示をしていくという2点だけを一応回答していただいたわけでございます。

それで、第1点として、入札指名申請書（提出先）建設課から企画課へ変更になった理由ということをご第1点として上げております。そこで、この回答をしていただく前に、次の点を関係課長さんにお願ひ申し上げたいと思ひます。

町長の決裁を受ける前に所管する課で起案作成されているようですが、町長の決裁を受ける前に起案された書類、これをどのようにして検討などをされているかという内容関係を申し述べていただければ幸いというふうにお願ひしますので、特に各課で起案されている課におい

て簡単で結構ですので、現状をまずお願いしたいというふうに思います。

それから第2番目に、上峰町建設工事等入札者指名審査委員会の要綱変更の内容ということで、ここで特にお願いしたいことは、例規集のほうも現在は変更になっておるわけですが、別表4条関係ということで629ページの方ですけれども、この分について関連して御説明をお願い申し上げたいと思います。

それから3番目、指名審査委員会の組織の現状ということで上げております。これは現在の委員会のあり方ということをお願い申し上げたいと思います。

4番目に、請願、陳情（要望）等の処理対策ということで、非常に今まで各地区のほうから請願が多く上がっております。それで、各地区とも非常にいろんな面でお困りの上で、やはり切実な願いで請願、陳情、要望をされておりますので、その辺を行政側としては直接的に私たちのほうには余り処理対策関係が目に見えておりませんので、その辺をここでお聞きしていきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから5番目、規約、規則、変更等を実施する場合、委員会との協議、要請する考えはということで、最近この辺の委員会、また全協ということで、協議を十分せずにならなっておりますので、その辺について最終的なまとめとしてお聞きをしていきたいと思っております。

それから、2項目めとして、上峰町の町づくり、今後の計画を問うということで、この項目については、私も同僚議員のほうとダブる点が多々ありますけれども、一応、私は私なりに4点を聞いてまいりたいと思っております。

第1点として、第4次総合計画で、まずどの程度の人口を想定され進んでいかれるかということで、これは10年間を想定して計画されていきますので、その辺をお聞きしていきたいと思っております。

2点目として、下水道整備事業の利用推進計画ということで、事業安定化対策はどのようにお考えかということで、これも資料を一応いただいておりますので、その資料と関連して御説明をお願い申し上げたいというふうに思います。

3番目に、町村合併の推進計画とスケジュール、この分についても町長さん——当初町長さんになられるときにマニフェスト等を一応作成されておりますけれども、もう2年を経過するといろんな考え方が変わってきているようですので、その辺をあわせてお聞きしていきたいというふうに思います。

それから4番目に、緊急災害時の防災対策等の現状ということで、同僚議員も多々いろいろ説明していただいているので、ポイントだけ簡単に質問していきますので、明快な回答をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、上げておりますので、簡単で結構ですので、明確な回答をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、行政事務処理の流れ、規約（規則）変更等の現状についてということで、まず第1項、入札指名申請書（提出先）建設課から企画課へ変更になった理由について答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

7番岡光廣議員のお尋ねでございます。

行政事務処理の流れ、規約変更等の現状ということで、質問要旨として1つ目、入札指名申請書（提出先）建設課から企画課へ変更になった理由ということでのお尋ねでございますが、先ほど議員のほうから各課にわたって、それぞれ今回、機構改革に伴って所管の事務の入れかえが随分あっているということで、各課から起案をした状況からお伝えくださいということでございましたが、ここに指名されている入札指名申請書、建設課から企画課へ変更になった理由について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

機構改革によって課の再編をするに当たりまして、各課の所掌する事務の見直しも検討してまいりました。副課長会で検討した素案を課長会議に諮って協議を進めまして、その内容について各課に持ち帰り、各課の課内でも検討を加えて集約したところでございます。昨年来、課の再編に関する条例ほか関連する規則等の改正案など、議員の皆様方に資料を提出し、御審議いただきまして、12月議会で課の設置条例等の議決を賜ったところでございます。

御質疑の指名願の受け付けにつきましては建設課建設係で所掌しておりますが、それを企画課財政係で行うようにしたものでございます。所掌事務を大幅に変更する際において、各課、係の業務量のバランスをとるという趣旨でこれは検討をされ、そういう形になっておるものだろうと思っておりますが、ここに手元にこの検討委員会の資料がございますけれども、1つ、見直しの基準という項目がございますして、どういう見直しの基準で行っているかということだけお伝えさせていただきたいと思っております。

1つ目として、住民サービスの向上。住民サービスの向上を図るため、課、係の事務事業の見直し、事務処理の効率化を行うと。

2つ目として、係間の連携を考慮した組織づくりということで、関係する係が連携し、一体となって業務遂行ができるよう工夫すると。

3つ目として、今後職員減少が見込まれることにより、組織のスリム化等々でございます。

先ほど申しましたように、再編に伴って係間の業務量のバランスを図ったところ、また、効率よい事務の進行というものを考えた上で検討された結果だというふうに思っております。私もその際、そういうふうに判断をし、そういうふうな形の変更が行われているものと理解していただければと思っております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

まず1番につきましては、町長のほうから御答弁がありましたけれども、次の2項目以降に入っていくと、今事務処理の手順という中において、基本的には条例、規約等の改正、その条例を所管する課で原案を作成して、必要に応じて関係課に配付するというふうになっております。

ここで私のほうがちょっと疑問に思っているのは、まず条例改正については、関係各課で一応作成されるということについての確認を後で池田課長にお願いしたいと思っておりますけれども、そして、その後、町長の決裁を受けるということになっているわけですが、その間にどのような審議等を、そこで各課の課長が起案されて、そのまま町長に真っすぐ、それを承認してそのまま、要するにオーケーで告示をされるかと。そこで何らかのアクションを起こされているんじゃないかというふうに思いますので、その辺をちょっと確認しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○総務課長（池田豪文君）

3月議会のときに御答弁申し上げましたが、条例、規則、要綱、あと規定とか、そういったことがございますが、主管する課におきまして係もしくは係長が主に原案を作成いたします。そして、副課長、課長に回りまして、そして、関係課といいますのは1つの課だけじゃなくて、ほかにも関係する課が複数ありました場合には、その複数課のほうを回りまして、総務課のほうに回ってきます。総務課のほうに回ってきますのは、1つには字句等、文章的な表現とか、あるいは句読点とか、そういったものについて修正すべき点がないかというのも確認を必要としますので、そういったことで回ってきて、町長のほうに最終的な決裁が回ると、そういう手順で条例、規則、要綱、規定等の改正を行っているところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

ただいま答弁いただきました。そしたら、最終的にはその課、その課の所管のまず係の方がされて、係長、副課長、課長という流れで、その書類の最終チェックは総務課長が行うというふうな判断のもとでよろしいでしょうか。そういう流れで、最終的には町長の決裁を受けられて条例改正等をやっているということでもありますので、その流れの中で、またそれに関連して質問していきますので。

次、2番目に入ります。

この指名競争入札参加資格審査申請書、まず現在の有効期間がどのような状況になっているか、一応振興課長のほうにお願いしたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

入札申請書につきましてはの有効期間ですが、今現在、平成23年、24年度分の受け付けを終わって、4月からその指名で行っているところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

今の現在の申請につきましては、23年、24年を今現在受け付けて今進めているということですので、実はそのとおりになっているようであります。

そこで、ちょっと一応、あとお願いするわけですがけれども、今回の趣旨ですね、今回のここに上げております分については、実はこの説明の中でも申し上げましたとおりに、途中で入札金額等が変更になっておりますけれども、なぜ途中で変更しなければならなかったかと。要するに規則関係、附則関係ですね、ならなかったかと。これが変更になった時期及びその理由、それといつ正式に例規集を変更されたかという点をまずお聞きしたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

今お尋ねになっておられるのは、建設工事等入札参加資格の審査に関する規則のことであろうというふうに思っております。規則第4条第4項の別表のお尋ねだというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず理由でございますけれども、皆さん御存じのように公共事業が最近激減してまいりまして、町内の業者におかれましても非常に困っておられるような状況が最近は続いておりました。そういうこともございまして町内業者の育成を図ると、そのために規則を改正する必要があるということで改正をいたしております。

まず先にこの流れを申し上げたいと思いますが、平成22年9月30日に起案をしております、発議をいたしております。そして、先ほど総務課長も言われましたように、総務課合議ということで総務課のチェック、見ていただきまして、決裁の後、上峰町告示第103号として平成22年10月1日に公布して、同日施行ということになっております。

それでは、中身でございますけれども、まず土木一式工事につきましては、従前、設計金額によりまして等級を5等級のほうに設定をいたしておりました。特AからDクラスまで5等級というふうにしておりましたが、これを4等級、特Aを外しましてAからDの4等級ということにまず変更いたしております。それにつきましては、建築一式工事も同様に扱っております。それから、舗装工事につきましては、等級がもともとA、Bの2等級でございましたので、こちらについては等級はございません。

繰り返し申し上げますが、土木工事一式と建築工事一式につきましては、まず特Aを外しまして、5等級から4等級に変えております。その上で、Aが従前は25,000千円以上というふうになっておりましたが、これをAは18,000千円以上というふうに変更いたしております。Bにつきましては、10,000千円以上から30,000千円未満という設定でございましたが、ここを3,000千円以上から23,000千円未満といたしております。それから、Cにつきましては、25,000千円未満ということでございましたが、18,000千円未満と。Dにつきましては、従前が10,000千円未満となっておりましたものを3,000千円未満というふうに変更いたしており

ます。

同様に、建築工事一式につきましても、特Aを外しまして4等級にしておりますが、こちらにつきましてもAが30,000千円以上ということで、その金額は変更いたしておりません。金額のBが10,000千円以上、それから50,000千円未満と。Bもその設計金額によります区分けについては変更がございません。同様に、Cは20,000千円未満、Dは10,000千円未満ということで、建築工事一式につきましても、等級を5等級から4等級に変更いたしておりますが、設計価格につきましても、特Aが従前持っておりました1億円以上という部分について同時に削除しておりますので、AからDについての設計価格についての変更はございません。

それから、舗装工事につきましても、従前A、Bでございますが、設計金額がAがゼロ円以上ということになっておりましたが、それをAは全額と。Bについては変更がございませんで、20,000千円未満という変更をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

今回、特に今価格変更につきましても別々いろいろ言うところがありません。基本的に変更になった理由ということで、最近の過去の状況についての一応資料を提出していただいておりますけれども、最近、上峰町においても公共事業が非常に少ないと。いろんな面で、やはり緊急を要するところ以外は、財政の健全化を図るために工事を進めておられるということ、実にその資料を見れば一目瞭然であります。

そういうことで、この金額は別としてまず1点お伺いしたいのが、要するに先ほど私が質問申し上げた中において、その申請の届け出が、23年、24年がもう4月から入っておるわけですけれども、残り少ない期間の中で、途中でなぜしなければいけなかったかと。これは、その途中経過の中において協議を実はされておるといふふうに思うわけですけれども、その辺のいきさつ。

それから、先ほどの説明の中で変更の理由、この分については、なるほど私も最近の状況から見ると、やはり公共事業の減ということと町内業者の育成という面においては非常にいいことだというふうに私も思っておりますので、この途中でしなければならなかった理由です。それと、この金額関係については、他町の状況はどのようになっているかということ参考まで申し述べていただきたいという、2点をまずお願いしたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

まず、金額の他町との比較ということですが、これにつきましても3月議会の資料ということで一回お配りをしているところがございますけど、その資料に従ってお伝えしたいと思います。

まず、佐賀県につきましても、土木一式工事として特A60,000千円以上、A25,000千円から60,000千円、B8,000千円から25,000千円、C8,000千円未満となっております。佐賀県につ

いてはDクラスがありません。

みやき町、特Aがなし、Aからです。Aが15,000千円以上、B7,000千円から30,000千円、C5,000千円から15,000千円、D10,000千円未満になっています。

基山町、特Aがありません。A25,000千円以上、B5,000千円から30,000千円、C7,000千円未満、Dがありません。

吉野ヶ里町、特Aがありません。A25,000千円以上、B8,000千円から30,000千円、C10,000千円未満、D8,000千円未満。

それで、上峰町は先ほど企画課長が申しあげましたとおり、特Aがありません。A18,000千円以上、B3,000千円から23,000千円、C18,000千円、D3,000千円未満になっております。

建築のほうですけれども、建築のほうについては佐賀県、特Aありません。A45,000千円以上、B15,000千円から45,000千円、C15,000千円未満、Dがありません。

みやき町、特Aがありません、Aからです。30,000千円以上、B10,000千円から50,000千円、C20,000千円未満、D10,000千円未満となっております。

基山町、特Aがありません。A50,000千円以上、B50,000千円未満、C20,000千円未満になっております、Dがありません。

吉野ヶ里町、特Aがありません。A40,000千円以上、B10,000千円から50,000千円、C15,000千円未満、D10,000千円未満となっております。

上峰町においては、先ほど企画課長が説明しましたとおり、特Aがありません。A、B、C、Dについては改正前と同じ金額となっております。Aが30,000千円以上、Bが10,000千円から50,000千円、Cが20,000千円未満、Dが10,000千円未満となっております。

それと、告示の時期ですけれども、これにつきましては改正ということで、町長を含めたところでの協議の中で、一応町長様の判断ということで時期については決定しているところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

金額については質問いたしませんので、どのような状況で判断されたかということで、最終的には町長の判断と。これについて私もちょっと、この関連でちょっと疑問に思っているところがあるわけですけれども、これに至った経過について、再度町長のほうからまず確認をいたしたいと思います。

というのは、要するにこの変更にあたっては、やはり担当課のほうから何かのことは恐らく真つすぐ、すんなりと、町長が最終的にはこれでせろということは言われていないというふうに私も思っておりますので、その状況を踏まえて最終的に町長の最終決断ということでされたということでありますので、御答弁の中で、なぜ途中でしなければいけなかったということを具体的に町長のほうから申し述べていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員のお尋ねでございます。この件に関しましては、今7番議員がおっしゃったように、上峰町内の公共事業の数が減っているということは今言われたとおりで、町民の皆さんも御懸念をされていることだろうというふうに、直接岡議員にもいろいろなお声が上がっているんだろうと思いますけれども、私自身も地場産業育成という観点でこれを改正したというふうに、先ほど課長からありましたように、発注工事を2年続けてみたところで、とてもその規則にのっとった工事自体も存在しませんし、これから先も財政が大変厳しいという中で、発注工事自体の額も小ぶりなといいますか、小さな事業しか発注できないという現状がございました。

その観点で、今後、このままこの規則を置いておくというよりも、21年度は経済危機対策、税収の落ち込みもあり、財政状況もより厳しくなることが想定されておりましたので、今後はますます——今そのとおりになっておりますが、公共事業の数が減ってくると。そういったときに町内業者育成、公平性、満遍なく事業ができ、そして、何とかこの厳しい状況をしのいでいけるような形が必要じゃないかということで、熟慮した判断でございました。

以上でございます。

また、これは5番目の項にかかるかもしれませんが、変更等を実施する際委員会等の協議、先ほど若干触れられました。その時点で、無用な規則の変更を委員会にすべて付託するというお願い、協議をするという形になると大変な事務量が、委員会とされても、常任委員会も困られるんじゃないかということもありますが、こうした大事なことについては、今後規則の変更協議には検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

要らぬ御心配をおかけして大変申しわけなくと思いますが、そうした地場産業育成でこの件については変更させていただいたということで御理解いただければと思います。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

ありがとうございました。1つまだ御答弁をしていただいておりますけれども、途中での変更ですね。この件について具体的に御説明がございません。そういうことで、要するに変更の場合は委員会等に御迷惑をかけないようにと言われておりますけれども、それが一番大事じゃなかろうかと、要するに協議をしていくと。

常日ごろ町長さんは町民の方といろいろ接して、町民の意見等も聞き入れながら、要するに行政に生かしていくというふうに言われております。肝心なところを今まで、要するに私どもこれだけいろんな面で、実はいろんな改定とかなんとかは、例えば各委員会、今現在は2委員会しかありませんけれども、それなりに価格の改定、変更する場合は、やはり最終的に町長単独で、最終的な決定権がありますのでそれでいいかしらんけど、今まですべて委員会なり全協なり、資料を提出して説明しながらされてきておるわけです。その分がこれだ

けありますけれども、そういうことで変更する場合、権限は町長にあるかもわかりませんが、事前にこういうことで進めていきたいということがあれば、なるほどというならば皆さん方は全部賛成するわけですから。

今回の場合が特にそれが目立ちましたので、そういう点は今後やはり十分、できるだけガラス張りじゃないけど、やはりぴしっとした形で、お互い審議するところは審議して、事を進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、まず今後の取り組み方、今まではやってこられているわけですよ、いろんな面で。そういうことでありますので、まず途中で変更された分の回答と、今後こういうふうな規約等を変更する場合はどういうふうな方向で臨んでいくというような考え方を申し述べていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員のお尋ねですが、先ほど申しましたように、この件に対しては、2年経過したところで私自身、今後の発注事業のぐあいというものも財政状況から見て想像できますし、それを考えたときに、より満遍なく地場産業育成ができるものという視点で、今回、一律、そういう形で規則の変更を行っているわけでございますが、今、岡議員のお話をお聞きしておりましたけれども、どうも私自身が権限の行使を恣意的にしているようにお受け取りかもしれませんが、私はむしろ規則の変更というのは、各課所管の中で多岐にわたってございます。その一つ一つを常任委員会等で協議をするということは物理的にも、逆に常任委員会としても迷惑な話でございましょうし、その中で有用なものと無用なものという仕分けをしなければいけなかったというふうに反省をしております。それは行政経験のなさだというふうに理解していただき、今後については、大事なことについては協議をしなければいけないと思っておりますが、この大事なことというものの特定というものもなかなか難しいわけでございまして、今回こうした御指摘もございまして、この件につきましては今後検討させていただきます、議会との協議が必要であれば、そういうふうに考えていくように検討していきたいと思っております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

この価格変更については、これは非常に大事なものというふうに思っております。今回、町長が最終的に決断されたその以前の資料につきましては、これは基本的に改定したときに県のほうの資料を参考にして、要するに検討して、前回は振興委員会にまずかけて、そして実際やってきたわけですよ。こういうのが要するに重要な資料であるかどうかということの判断ですね、これは私はこの規約改正の中で重要なものというふうに位置づけておりますので、最終的に町長の判断をもう一度お聞きします。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の御指摘でございます。いただいた御指摘、よく理解いたしたところでござい

ます。今後の変更について、各議員の皆様の御判断というものを考慮に入れながら、しかるべき対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

そしたら、次の3番目の指名審査委員会、組織の現状と。委員会のあり方について、現状の取り組み方をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、行政事務処理の流れ、規則変更等の現状の3番というお話しですので、指名審査委員会、組織の現状という岡議員の御質問にお答えをいたします。

組織の現状でございますけれども、要綱の規定によりまして、委員長に副町長、委員は総務課長、企画課長、振興課長及び委員以外の課に係る審査の場合はその当該の担当課長というふうになっております。なお、委員長が不在の場合は総務課長が代理するという規定になっております。

今年度中の審査委員会の開催はございませんが、例えば、現時点で開催するということになれば、委員長代理に総務課長、委員が企画課長、振興課長、それと当該担当課長ということで、4名で審査するということになってまいろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

3番目につきましては、説明ありがとうございました。今、企画課長から回答された状況の中で、今後、公平な審査運営に努めていただくことを切に希望しておきます。この項はこれで終わります。

次、4番目の請願、陳情（要望）等の処理対策について、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大川隆城君）

執行部の答弁お願ひします。

○総務課長（池田豪文君）

資料として配付させていただいております請願関係で、総務課が所管いたします分についてが大宇堤地区の火災時、緊急サイレン設備の設置についてでございます。この件につきましては、先ほど松田議員さんに答弁したものとちょっと重複する点がありますので、そこら辺は端折って御説明させていただきますが、補助事業を検討いたしまして、それで平成23年1月に財団法人自治総合センターへコミュニティー助成事業の申請を行いまして、何とか大宇堤地区のほうにサイレン吹鳴をつけられないかと、そういう検討をしているところでございます。

ただ、このコミュニティー事業については非常に申請件数も多いということを聞いております。まだ採択、不採択の結果は得ておりませんが、総務委員会の中でも補助事業での対応

ということを御指摘もいただいておりますので、何とか補助事業で対応ということで検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時22分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

先ほど総務課長から答弁いただきましたが、ほかに答弁ありましたら求めます。

○振興課長（江崎文男君）

過去5年間の請願審査結果ということで、私のほうから資料に基づいて御説明申し上げます。

まず平成19年6月定例議会にて、六田川上流幹線水路の汚泥土堆積防止と水利体系の見直し及び水量確保ということで請願をいただきました。審査結果については採択ということになっております。その後の処理対策でございますけれども、振興常任委員会の意見により上流数カ所において、堰板を立て土砂の堆積状況調査を行いました。結果、何か緊急的な手だてを行うような必要性が見られませんでした。今後も状況を見ていきたいと思っております。

水利体系の見直しにつきましては、土地改良区等の意見も聞いた中で各水門の管理を地区で行っておりますので、これについては非常に難しいとの意見でございました。

以上でございます。

続きまして、平成19年6月定例会にて、切通川堤防下水路整備に関する請願書ということで、審査結果については採択になっております。これにつきましては、県営土地改良総合整備事業にて整備済みでございます。

続きまして、9月定例会におきまして、中村九丁分地区水路整備に関する請願、審査結果は採択でございます。これにつきましては、圃場整備地区の未整備水路につきましては、県より平成20年度より計画されております佐賀平野クリーク整備クリーク防災事業というものがされる見通しでございます。その補助事業にのせていきたいと思っております。

続きまして、平成20年9月定例会におきまして、江迎幹線水路上流しゅんせつに関する請願書、審査結果、採択でございます。これにつきましては、土地改良施設維持管理適正化事業にて、平成25年度実施する予定でございます。

続きまして、平成21年6月定例会におきまして、水路整備に関する請願、これについては不採択になっております。

続きまして、同21年6月定例会、トライアル上峰タウン出店に関する施設請願書、審査結果については採択になっております。

請願審査報告による意見といたしまして、すべて解決できたものと判断するようになっております。

続きまして、平成21年9月定例会、三上地区内道路整備について、採択になっております。三上地区道路及び排水計画の策定を急ぎするようにしております。

続きまして、平成21年12月定例会、八枚地区駐車場整備について採択になっております。これにつきましては、4月から新しい区長さんになられましたので、新しい区長さんとの協議中ということになっております。

続きまして、平成22年3月定例会、排水路整備について採択になっております。これにつきましても、先ほどの採択同様、圃場整備地区の未整備水路につきましては、県より平成24年度計画されています佐賀平野のクリーク整備クリーク防災事業にのせていきたいと思っております。

続きまして、振興課からは最後になります。平成22年12月定例会、前牟田地区学習等施設及びその周辺等の改善について、採択になっております。この件につきましては、施設前の道路のかさ上げ工事につきましては、周辺住民より影響があるとの苦情があり、今後は地元周辺との協議を慎重にしていく必要があると思われれます。

振興課からは以上です。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうからあと2件、請願につきまして、処理対策について御説明をいたします。

まず、1点目は無人建物撤去に関する請願ですが、これは太洋鋼機の不動産関係でございます。この件につきましては、毎年固定資産税がかかっておりまして、会社の所在不明の関係で未納のままの状態が続いておりまして、町といたしましても今、現況的にああいうふう荒れておりますので、周囲に与える環境の問題も含めてどうかしなければならぬと、そういうことで、過年度の懸案事項となっております。これまでも、弁護士に相談していろいろ対策を練ってまいりましたが、手だてが見つからないままでもございましたが、今現在、3月24日に公売を実施いたしました。しかしながら、見積価格の関係で参加者がなく、不成立でありましたので、再度価格を見直しまして、6月28日に価格を下げた公売する予定でござ

ございます。広報紙等にも掲載して、公売について周知を図っているところでございます。町では直接、取り崩しはできませんので買い手があった場合には早々に協議して、建物の取り壊し等の協力を求めていると、そのように考えるところでございます。

続きまして、もう1点でございますが、郡境坊所線外記ため池西側の環境整備に関する請願でございますけれども、この件につきましては、坊所一村会の所有権等もございまして、関係者と協議が調ったところで検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに答弁はありませんか。

○町長（武廣勇平君）

7番岡さんの質問ですけれども、加えまして平成21年度請願内容として唐津競艇場外舟券売り場、ボートピアみやき建設に関する請願が上がっております。12月定例会において付託された本件について、町執行部を窓口として、ここにかかわる要請をしていくということで上がっております。

まず1つ目として、説明会の要望ということでございました。説明会については、当該、ウエルビジョン九州、そしてみやき町にもお願いを申し上げてきた次第でございまして、法律上、そういう町内における説明会はする義務がないということではございました。

そして、2つ目として、周辺的安全環境対策ということで取り組んでおります。これについては、隣接自治会の不安の解消の意味でも、渋滞解消のための取り組みについて、例えばガードマンの配置などの説明を受けてまいった経緯がございます。また、本議会議長とともに、平成21年8月31日に質問状等も出させていただき、平成21年9月4日の区長会にて回答をいただき、各区長さんへも御説明を申し上げたところでございます。平成22年4月1日に夜間時間帯の安全対策のため、進入路への外灯設置協力についてお願いをしておりますが、この外灯の性格上、看板を乗せた外灯ということで、町内で設置をする方向で対応を考えておるところでございます。また、平成23年1月5日に周辺の安心向上のための協力員が依頼をお願いし、警備員による施設内外の巡回をお願いしております。

また、御質問で上がってました上峰町への6回の説明ということで、説明の有無につきましては公文書として保管しているものは現在ないということで回答をいただいております。町内内部においては引き続き調査をしているという状況でございます。

以上です。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、私のほうから2件ほど、平成22年9月定例会、井手口地区駐車場整備について、これは検討の結果、不採択というふうになっております。

それから、すぐその下の12月定例会、先ほど振興課長が申しあげました前牟田地区学習等施設及びその周辺等の改善について採択になっておりますが、この振興課以外の企画課所管の問題についてお答えをしておきたいと思えます。

1番が前牟田地区学習等施設前の道路かさ上げということで、先ほど振興課長が御答弁申し上げております。

2番、地上デジタル放送受信テレビの設置ということですが、これにつきましては、大電さんのほうからいただきまして設置を完了いたしております。

それから、3番目に会議室内の時計設置ということで、これにつきましては当方で購入しまして設置を済ませております。

4番目、ガス倉庫照明の外灯設置ということで、ガスの元栓の開閉に通うのに暗いというお話でございましたけれども、これにつきましてはいろいろ検討をしましたが、結果として、手でぶら下げて移動できるLEDランタンを購入しまして、今現在、こちらの施設の管理をお願いしている区長様のほうにお渡しをしております。

それから、5番目に駐車場立て看板設置ということで、利用者以外の車をとめるなというような意味の看板でございましたけれども、これもこちらのほうで作成して既に設置を終えております。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

過去5年間の請願審査結果ということで、今まで各地区のほうから御要望等があった分について説明していただきまして、ありがとうございました。

ここで、全部じゃありませんけれども、ピックアップしてからちょっと確認を申し上げておきたいと思えます。

まず、振興課のほうで申し上げられましたこの水路の整備ですね。これにつきましては、いろいろと御苦勞をしていただいて、町内の水路の整備ということで、要するに具体的に進めていくということで計画をされておるわけですけれども、この件について、その県の事業計画の中で、一部ちょっとこれを参照に読ませていただきますけれども、これは6月22日ですかね、これが実は、この件について載っておりましたので、一部ちょっと読み上げさせていただきますというふうに思えます。

農業水路早期整備をということで、佐賀県知事のほうから農水省のほうに要請が実はあっておるわけです。その中で、非常に佐賀平野の農業用水路、クリーク関係が非常にもう整備事業を2012年度予算で新規採択し、工事に着手するよう農水政務次官に要請したという記事が載っております。

そういうことで、非常に各地区ともクリーク関係ののり崩れとかなんとかが発生して、非常に佐賀県の場合は、特に二毛作の普及など、佐賀県は土地利用率が高いということで、非

常に知事のほうもクリーク整備を率先してやっていきたいということで、このように要請されておりますので、先ほど振興課長のほうから言われましたとおりに、できるだけ1年でも早く未整備のところができるように御努力をまずお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、次の点について続けてで結構ですから御答弁をまずお願いしたいと思います。

平成19年度に行いました総務課のほうでちょっと担当されているようですけれども、郡境のため池関係の請願要請、この分についてはできるだけ早急に煮詰めていくということでありますので、どのような方向で今度取り組んでいかれるか、その辺を具体的にまずお願いしたいと思います。

それから、江迎幹線水路上流しゅんせつに関する請願書、これも非常に前から言われましたように平成25年度事業予定ということでありますので、これが実施できるように最大の努力をまず図って行ってほしいということもお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

それから、トライアル関係ですね。この分については、振興課長は請願審査報告に対する意見及びいろんなことはもう解決済みというふうには実は言われておりますけれども、請願については恐らく解決しているものというふうに私も思っております。

それで、要するに各関係、一村会のときにいろいろ協議を進めてもらって、いろいろと話の中で、このため池の部分についても解決しておりますけれども、ただ、残っているのが十分課長としては御存じだと思いますけれども、この下水のつなぎ込みの問題、これは当然、坊所地区の機能強化が済まないことには実現できないというふうに思いますので、その辺を十分注視しながら計画に沿って進めていただくことをまずお願いしたいと思います。

それと、これに関連して、またあと機能強化については後で御質問しますけれども、その辺まずよろしく願いしておきたいというふうに思います。

それと、三上地区の道路整備、先ほどこれは同僚議員のほうからも整備計画が上がっておりますけれども、この24年度から実は計画していくというふうになっているようですけれども、これを早急に、この計画の中であるようであれば財政状況を見ながら、その状況把握の中で進めていってもらうことが大切ではなかろうかというふうに思っておりますので、その辺の確認を、再確認をよろしく私のほうもお願いしておきたいというふうに思います。

それから、八枚地区駐車場の整備、この分については、地元区長さんとの協議ということで、現在どの辺まで進んでいるかですね。計画の実施時期をある程度めどをつける必要があるというふうに思いますので、その辺を回答していただければというふうに思っております。

それから、平成21年度の町長さんのほうから回答がありましたけれども、この件につきましては、現在、調査継続中ということで解決できるものがあれば、現在早急に検討している分があれば御回答をお願いしたいと思います。

そういう点を回答をお願いして、この項は終わりたいと思いますので、もし、こういうふ

うにしたいという点がありましたらよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、平成20年9月定例会において採択になりました江迎幹線水路上流しゅんせつに関する請願書ということで答弁いたします。

これにつきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、土地改良施設維持管理適正化事業ということで進めております。事業主体はあくまでも土地改良区が事業主体ということで、今現在、その事業に進めて積み立てを行って、平成25年度で一応事業をするという計画で積み立てもされているようでございます。

続きまして、平成21年の6月定例会におけるトライアル上峰タウン出店に関する施設請願書でございますけれども、先ほど岡議員言われたとおり、一村会との話の中で、今、トライアルからの浄化槽の排水をため池のほうに放流しておるところでございます。その条件といたしましては、坊所処理区の機能強化を完了後、トライアルのほうは下水のほうにつなが込みをするという約束事がございます。これについては今も変わっておりませんので、坊所処理区の機能強化後にトライアルについては一応加入推進を行っていきます。ただ、下水の加入ということになりますと、事業所においては200ppm以下といういろいろな条件等がございますので、あくまでもそのような条件をクリアした中での加入になるかと思ひます。

続きまして、同じく平成21年9月定例会における三上地区内の道路整備についてでございます。これにつきましては、今のところ中期財政においては平成24年に計画書作成をするということで予算を今、お願ひしているところでございます。ただ、先ほど申し上げました確議員のほうにも申し上げましたけれども、地区といたしましては、今の状況を見ますと、ヤクルトハウジングの西側あたりについては、今なお排水が非常に悪くなっております、苦情等も出ております。そういう中で、計画書は計画書としてつくっていかねばなりませんけれども、早急にそういうふうな実態を回避するのも地区と再度協議をしながら、ちょっと進めていきたいとは思っております。今のところ計画では、先ほど言いましたとおり、中期財政の中では平成24年度で一応計画書づくりという形になっております。

続きまして、平成21年12月定例会における八枚地区の駐車場整備についてでございます。これにつきましては、4月に区長様がおかわりになりまして、早速引き継ぎという形でうちのほうに来られて、町長を入れてお話をずっと進めているんですけども、なかなか財政的という形になっていくんですけども、来年度以降を見ながら、区長さんには基本的にはちょっと今年度は無理じゃないかなという返答はしております。来年度を見据えたところで、今後また協議をしていくということで区長さんにはお話をしているところでございます。

振興課からは以上です。

○総務課長（池田豪文君）

私のほうからは郡境坊所線外記のため池西側の環境整備に関する請願について御説明したいと思います。

請願審査報告書に主な意見として、請願の土地の所有者は一村会であり、請願書も含め、一村会十分に協議を重ねて対応する必要があるという附帯意見がついておりますが、平成13年だったと思うんですけれども、当地について一村会の協力を得まして、それで樹木の伐採、それに砂利散布を行いまして、歩道等の環境整備を行ったところでございますが、その後、舗装の関係が地元のほうから出てきております。それで、その平成13年当時は舗装ということについては一村会のほうもちょっといけないと、そういう御意見でございましたので、今後につきましては、そこら辺のところも確認した上で協議を図っていききたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに答弁はありますか。

○7番（岡 光廣君）

1つだけ、まず請願関係でお願いしたいと思っておりますけれども、今回の定例会に実はその坊所新村水路整備に関する請願書ということが一応上がってきております。

そういうことで、先ほど申し上げましたとおりに、県のほうとしても水路整備のほうに十分取り組んでおられますので、農業用水路の整備に関する事業を、これにはまるように最大の努力をお願いしたいと思いますので、一言よろしく申し上げます。

○振興課長（江崎文男君）

請願の中にも排水路の整備ということで2つほどありまして、今回、この坊所新村地区も同じような請願ということで聞き及んでいます。

先ほど岡議員さんのほうから言われました佐賀平野のクリーク整備ということで、私たちも情報を得ております。それによって、県のほうから各町村回られて説明を受けたところでございます。そういう中で、上峰町においても未整備地区については先ほど答弁いたしましたとおり、この佐賀平野のクリーク整備クリーク防災事業にのって今後、請願に出た分についても整備していきたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

私のほうから、平成21年度に上がっていますボートピアみやき建設に関する請願ということで答えさせていただきます。

説明会の要望については先ほど申しましたとおりでございます。周辺的安全環境対策ということで、防犯灯については、こちらで対応することで決着していくことで予算を計上していきたいと思っております。

また、説明の有無につきましては、これは引き続き今後も調査をしていくということで、

先方からはそうした説明をした経緯はないということでお答えをいただいている次第でございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第2番目の項です。（「5番」と呼ぶ者あり）

失礼しました。5番、規約変更等を実施する場合、委員会との協議、要請する考えはという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

7番議員のお尋ねでございますが、先ほども御答弁させていただいたことと重複いたします。これについては今後、議員の御提案と御指摘というものも受けまして、各議員さんの御意見賜りながら、今後しかるべき対応をしていきたいということで御了解いただきたいと思っております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

町長の答弁ありがとうございました。私たちもやはり、その町民の代表の一員であります。そういうことで、協議に関しまして、いろんな審議に関しましては労を惜しまず尽くすつもりでございますので、どしどしそういうふうな協議会を開催させていただくことをお願い申し上げます。5番の項は終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

上峰町のまちづくり、今後の計画を問うという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

質問事項、上峰町のまちづくり、今後の計画を問う、1番目の第4次総合計画、どの程度の人口を見据えた計画かという岡議員さんの御質問でございます。まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、第3次上峰町総合計画では、策定から10年後であります現在の平成23年の目標としまして人口1万人、総世帯数3,300世帯というものを設定しております。

さて、人口に関しましては、平成22年国勢調査の速報値が発表されております。それによりますと、県内で人口が増加した自治体は鳥栖市、吉野ヶ里町、本町上峰町の3自治体だけということで、残りの17自治体では減少しております。県合計では1万6,660人も人口の減少となっております。郡内でも基山町が1,046人、みやき町が971人、5年前の調査よりも減少をしております。

さて、このような人口動向の中で今年度、これからの新しいまちづくりの指針となる計画

を策定してまいりますが、このような人口の環境の中で計画における人口フレームをどのように考え、そして、どのように表現していくかということにつきましては、関係各位の御意見を十分に踏まえまして決定をされていくということで考えております。

以上で答弁を終わります。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

下水道事業の利用推進計画、事業安定化対策について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、下水道整備事業の利用推進計画と事業安定化対策ということで御答弁申し上げます。

一応資料に基づいてお話をしていきたいと思いますが、事業の利用推進でございますけれども、今、5年後、平成27年度の水洗化率につきましては、現在の推移的にいきますと約88.5%になる模様でございます。水洗化率につきましては、事業当初、下水に加入された方々が下水につなぎ込みをされないとなかなか上がらないものでございまして、この水洗化率を上げるためには、既設住宅のつなぎ込みが必要かと思っております。また、つなぎ込みをする推進もまた必要かと思っておるところでございます。

数年前、全職員においてつなぎ込みの推進を行いました。結果、既設住宅についてのつなぎ込みについては、なかなか成果とはいってないようでございます。実は、県が平成23年から25年において、先ほど言われました佐賀平野のクリーク事業と一緒になんですけれども、古川知事のマニフェストの中に佐賀県住宅リフォーム支援という事業があります。この住宅を改築するための支援でございますけれども、この23年度、25年度における佐賀県住宅リフォーム支援に基づいて私たちもそれに乗ったところで、下水道のつなぎ込みの推進をしていきたいと思っておるところでございます。

そういう中で、幾らかでも水洗化率を上げ、下水道使用料の増加に努めていきたいと思っておるところでございます。

続きまして、安定化対策でございます。

2年前から行っています低コスト型農業集落排水更新支援事業、今年度をもって最終年度でございます。町全体の農業集落排水施設の最適整備構想計画を策定し、今後、緊急度、重要度、予算の平準化により事業の安定化に努めていきます。また、維持管理におきましては、今年度より取り入れました包括的民間委託の一括契約により、これもコスト縮減に努め、今年度以降につきましては、一般管理費を使用料金で賄えるよう計画いたしておるところでございます。

先ほど申し上げました資料についてもお話しいたしますけれども、歳入歳出がございまして、そういう中で、平成23年度の使用料につきまして、歳出の一般管理費、これ以降については先ほど言いました包括的民間委託の一括契約に基づくコスト縮減があり、そういう中で、平

成23年度以降については使用料金で一般管理費を賄うという計画書を提出したところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

残り時間が少なくなりましたので、簡単に、簡潔によろしくお願い申し上げたいと思います。

現在、資料を一応課長のほうからいただいておりますので、機能強化対策に対する実施しなければならない理由というような書類をもらっておりますので、この分を一部流用して進めてまいります。

まず1つ、その前に5月19日、NHK佐賀のほうで、私がちょうど帰って9時前に実はニュースが流れておったわけですがけれども、この下水関係で農集排の点について、平成16年度には100%整備ということと言われておったわけですがけれども、特に現在、その加入状況が85%、この下水道事業が安定するには90%以上が必要というふうに課長が実は回答されていたようでございます。

そういう中において、課長は現状の維持管理費でやれるところはもう取り組んでいくということで、そういうところをちょっと見たときに言われておったわけですがけれども、先ほどこの資料に基づいて農業集落排水特別会計収支計画書と、この一括契約ということで、この契約は一応23年度契約して何年度で、また契約更新はいつで、どのような方向でやっていくというような内容を具体的にちょっと説明できればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○振興課長（江崎文男君）

実は、あのテレビのインタビューの後に実は言いたかったことをずっと言っているんですよ、本当言うところです。その一つとして、この民間の一括契約ということも結構重点的に言っているんですけども、なぜかNHKが全部カットしてあれで終わっているんですけども、実は一括契約については長期の3年契約ということでやっています。それに基づいて、今年度契約については108,120,600円ということで第一環境と契約をしています。それにつきましては、通常の維持管理、汚泥の引き抜き、清掃、電気、電話、水道料等を一括したところでの契約にしております。

そういう中で、平成23年度の予算的な見通しも見ますところ、今のところ3年間は使用料で一般管理費を賄う見通しがついています。ただ、3年を過ぎたところで再契約という形になりますので、そのときには、今言った契約金額がどのようになるかわかりませんが、あくまでも基本的には使用料で賄うというのが基本ですので、そのために、私たちはその一括契約というものに踏み込んだわけでございます。

先ほど申されました水洗化率についてなんですけれども、水洗化率を議員さん90%以上と

いう話でしたけれども、私もそうお答えしたかもしれませんが、試算しますと、今の一括契約をしない、そして、前年度から行いました事業所の使用料の見直しをしないというようなことになると、水洗化率が100%に達しないと一般管理費を賄えないと、ただし、その水洗化率を100%にするに至っては、先ほども申し上げましたとおり、なかなか厳しいものがございます。理由といたしましては、年寄りのひとり暮らしとか、2人暮らしとか、なかなか非常に難しい面がありますので、これが難しいという形に基づいて事業所の使用料の見直し、それと先ほど言いました一括契約に踏み込んだわけでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

ひとつ町長さんのほうに、この下水道事業について一応お尋ね、またお願いしたいと思います。

非常に、この下水道、今回、機能強化事業ということで進められておるわけですが、非常に現在、坊所処理区については人口もふえて、非常にその水質面ですか、こういう面が非常に当初から見ると大分、いろいろと数値が上がってきているように——法定内ではおさまっているというふうに思いますけれども、非常に大幅に数値が上がってきているようでございます。

そういうことで、事業の安定化を図っていくためには、やはりその自主的に、ここに言いました安定事業、利用料金で賄うというふうな形をとっていくようにしていかなければいけません。こういう御時世でありますし、料金の改定云々についてもできるだけ担当課としては現状を維持しながら、採算ベースを維持していくというようなことで努力されておりますので、行政のトップとして、この下水道事業、この加入推進も含めてどのように、この事業に対して町長は取り組んでいかれるか、最終的に町長の御姿勢をお聞きして私の最後の質問とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

7番議員のお尋ねでございます。下水道整備事業について、どういう姿勢で取り組んでいくかということでございますが、今、るる議員申されましたとおり、水質の悪化ということもお話しされましたが、事業を進めていく上で、この使用料を上げなきゃいけないということで当時の建設課初め、事業所の料金制度を改めまして、従量制という形で現在行ってきた経緯がございます。

今後とも利用促進を進めながら、私どもとしては長期継続契約という形で第一環境さんと結ばせていただき、使用料の範囲内でこの事業が成り立つような形を模索している最中でございますので、いろいろ御提案をいただければ幸いです。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

以上で7番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。したがって、3時25分まで休憩いたします。休憩。

午後3時16分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

9番中山五雄君お願いいたします。

○9番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。私が最後になりました。通告書に従いまして、4点ほど質問いたします。

まず1点目に、財政改革についてということで、この財政問題については、何人もの同僚議員が質問をされておりますから、私、考えておることがすべて変えなくちゃいけなくて、非常にやりにくうございます。総括質問はしていかないと後に続かないもんで言えないものですから、重複する点があるかとは思いますが、ひとつよろしく願いしておきます。

まずは、町の最大の課題は財政の健全化ではないかと、私はそう思います。財政の健全化に向けての今後の取り組みはということで、これはもう何回も前の方たちが聞いておりますから、何回も私は聞きたくありませんので、一番の基本的な改革になることをよければ答弁をしていただきたい。

そして、ちょっと中身を変えて、きょうつくったことを言います。きのう同僚議員の質問の中で、ある課に行ったら非常に暗く、明るさがない。こっちがあいさつをしないと向こうからはなかったと質問の中でありましたが、財政の健全化は町長だけでできることではないと思います。職員、町民の皆さん、議員が一致団結をしてできることではないかと、私はそう思っております。

そこで、町長にお尋ねをしますが、時間があるときは各課を回り、住民サービスや財政の健全化についての職員との話し合いはされているもんかされていないものかをひとつお尋ねをしておきます。

2点目に、ホリカワ産業跡地についての今後の対応はということで、この件についても同僚議員が質問をしておりますが、1回目の答弁の後には違うことで質問をしていきます。

それから3点目に、町の起債と債務負担について今後の計画はということで上げておりますから、この件も質問があつておりますから、違う方向から質問をしていきたいと思つております。

それから2点目について、町の活性化についてということで、町の活性化のために、おたっしや館の駐車場の一部を利用し、町民市みたいなことができないものかと3月議会で質問をしておりました。これは昨年も質問をしておりました。その後の進捗状況を、町長、答弁のほどをよろしくお願ひします。

それと、請願書についてということで、これも先ほど同僚議員から質問がありました、中身についてはもう詳しく説明がありました。そこで、武廣町長になられてから採択になつた請願書が何%実現をされたものかお尋ねをします。

それと、西峰2号線について、吉田さんところの横の十字路の改良はということで、これはもう長年言つてきておりますから、その辺を簡潔に答弁のほどをよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、財政改革について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

質問事項の財政改革について、その中で、財政の健全化に向けての今後の取り組みはという御質問を中山議員からいただいております。お答えをしてまいりたいと思ひますが、議員もおっしゃいましたように、私も吉富議員、それから碓議員と、この財政問題については御質問を受けて、答弁をさせていただいております。重ならないようにはつくつたつもりでございますが、重なつた場合については御容赦をお願いしたいというふうに思つております。

まず、今後のことということでお話をさせていただきたいと思ひますが、企画課ではもう既に24年度の当初予算がどのようなことになるかということの検討を始めております。しかしながら、東日本大震災の影響というものが我が町のほうの財政にどのような形で押し寄せてくるかということにつきまして想像がつかないというような状況で、困惑をしている渦中でもございます。

このような状況の中で健全化に向かうわけでございますので、1つには新規事業の抑制、それから単独事業の休止、廃止、それから行政サービスの総点検という、今までも言つてまいりましたけれども、そういうものが必要だろうというふうを考えております。

このようなことを実施いたしまして、それで、平成23年度から着手しました土地開発公社からのおたっしや館用地の買い戻しというものを計画どおりに実現し、あわせて起債返済のための減債基金及び施設整備のための公共施設整備基金、こういうものを着実に造成していかなければならないと。そうしなければ、今後のいろんな行政各般にわたつての要望にこたえていくということができないようになるというふうと考えております。

何より大切なことは、財政の健全化に現在向かっておるわけでございますので、今のこの流れを変えないことであり、今の流れの方向、今の流れの量を堅持することだというふうに考えております。

町財政の健全化というものは町民の総意というふうに私どもはとらえておりまして、実現に向け、着実に進めてまいりたいというふうに考えております。御協力を賜りたいということでございます。

以上で答弁を終わります。

○9番（中山五雄君）

先ほど答弁がありましたけれども、先ほど言われたとおり、東日本大震災があつて、今後は特例債もどこまで望めるかなど。今まではもらってきておりましたけれども、原口前総務大臣に尋ねたところ、ことしまでは組んでおりますよという話がありましたけれども、その辺もいろいろ民主党さんの変更があつておりますから、どこまで期待できるかなというふうに思っております。

そこで、財政の健全化ということは、わかりやすく言えば、収入をふやして支出を減らすことなんですよね。そいけん、滞納者をなくし、不納欠損は絶対出さないようなことをしていくことが財政の健全化につながるんじゃないかなど、そう思っています。今後、どのような形で不納欠損にならないような税の回収をやっていくものか、その辺を答弁をお願いします。

○税務課長（白濱博己君）

税込というふうなことでの問いでございます。

不納欠損というふうなことでも御指摘がありました。平成22年度末の金額につきましては、御案内のとおり7,468千円でございます。この不納欠損につきましては、5年以上の分が時効ということで、差し押さえと分納誓約につきましては時効がとまるということで、差し押さえなり分納誓約等々で時効にならないことでやっております。がしかし、不納欠損というのは、財産もない、それと相手もそういうふうに応じないということであるところにつきましても、どうしても出ざるを得ないような形ではございますが、極力時効がとまるというふうなことでの差し押さえ等も今後やっていかなければならない問題ではないかと思っております。

徴収につきましては、現年度分を最優先し、過年度分につきましては、現年度分を取った中で過年度分の分納という基本スタンスを持っておるところでございますが、滞納者の納税相談をするところによりますと、滞納をされている方は生活困窮なり、どうしても税的に支払うことができないということで、私どもは平成20年度から延滞金がつくものですから、20年度以降の分についてを取るということになりますと、どうしても現年度分がおろそかになるということで、私どもはそういうことにはならないために、今でもそうですけれども、

現年度分を最優先し、なお、過年度分につきまして分納誓約で取っていくということで、滞納整理機構なり私どもの効果で、過年度分の徴収につきましては今回27.1%と若干伸びつつございますが、議員先ほどからおっしゃっておりますとおりに、不納欠損が極力出ないような形の徴収には全力を挙げていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

財産がないということがちょっと意味があれですけども、財産がない人にそれだけの滞納をいつまでもさせますかね。早目に忠告をして、例えば、家賃なら家賃の、財産がないということであるならば早く出ていってもらうとか、町税の滞納ですか。

それと、応じないと先ほど白濱課長が言われたけれども、応じないということはどういうことですか。行政側から行って催促をして、相手にしてくれないということですか。そういう場合は、早急に差し押さえをやりますよという言葉も使うべきやないですかね。どんなですかね。

○税務課長（白濱博己君）

滞納者に連絡なり文書を差し上げているときに応じないと、連絡もないというふうなときには、文書をもって差し押さえを前提にする催告、それに応じないときには財産調査、預金、給与、それから固定資産等を調査します。貯金もないと、給与もないと。それから、財産がある分につきましては、法務局に行きまして、今、インターネットでとられますが、調べますと、そこにはほとんど土地、家屋等につきましては抵当権がついている分がございます。それを見ると、差し押さえはできないこともございますが、差し押さえをして換価できない状況の場合が多ございます。でも、差し押さえはできないこともないということで、おどかし半分にできないこともございますが、それでも時効がとまるという形で差し押さえは後はやっていきたいと思いますが、ただ、換価ができないと。例えば、競売にかかりますと、競売で裁判所がしますが、どうしても結果的に配当がないということがございます。そうすると、徴収ができないということでもございますが、私どもは今までちゅうちょしていた法的な滞納処分も含めての徴収ということにつきましては、今まではおろそかにしてきた部分もございますが、幸い滞納整理機構等々でそういうふうな専門知識も習得しますし、また国保税の篠塚先生のような形での御指導も受けて、公売等々も実施することにしており、そういった形でのノウハウをしながら、できる分につきましては権限を行使するというふうな形で後は徴収に努力していきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

今、白濱課長からの答弁で、篠塚先生からの教えがあって、こういうことでやっておりますということですけども、指導が幾らあっても、それに実行が伴わなかったら何の意味も

ないじゃないですか。地域性もあると思うんですよね。ただ、私が言っているのは住宅関係で——これは私はだれか知りませんが、滞納している方で、車は我々よりもうんといのものに乗って滞納をしてある方たちがおられるということを知っておりますけど、その辺は本当でしょうか。

それと、これは本当に重大な問題で、不納欠損は134,326千円でしょう。不納欠損額ですね。その辺を……（発言する者あり）ああ、滞納が。だから、その辺を少しでも縮めないで、財政は変わらないんじゃないかなと。その辺いかがですかね。

○税務課長（白濱博己君）

先ほど自動車、自家用車のことで御指摘がありまして、あるところでの滞納——滞納者かどうかはわかりません。私どもも公表することはできませんものですから。ただ、うわさはうわさとしてですが、自動車と、軽自動車ということで、それも一応財産でございます。今、タイヤロックといたしまして、例えば、タイヤのホイールにガチンというふうなことをかけることで使わせないようにするといったことの強制力もあるように聞いております。佐賀県滞納整理機構では、それを実施しております。上峰町でも昨年1件、あるところであるということで、うちの係長と担当が県と一緒に現場を報告を受けました。しようすると、これは大変ということで、素直に今後の納税誓約に応じるというふうなことも含めて、今後はタイヤロックのほうも導入を検討していくような形で協議を進めておるところでございます。

不納欠損につきましては、今、議員御指摘のようにございますが、今、滞納金134,000千円でございます。きのう8番議員に上位10傑ということで、個人と法人、合わせて約五千数百万円ございました。そのパーセンテージは約40%でございます。その中で、会社につきましてはほとんどが固定資産ではございますが、今現在存在していない法人が半分以上ございます。あとの分につきましては、差し押さえしているところもございますが、会社の登記を見ておきますと、ほとんどが抵当権があつてできない状況の中で、会社にも——ただ、今現在、分納で確実に数十万円と、数百万円という形での納税はしていただいております。また、個人につきましても、数百万円ということではございますが、差し押さえをしている物件もあります。ないところでもございますが、ただ、半分以上が生活が困窮ということで、国民健康保険税がなかなか滞納でございます。累計があつて、なかなか納付もされなくて、財産もなくて、たまっていると。ただ、健康保険証につきましては交付しなければなりませんので、地道に納税をお願いしているところではございます。

ただ、先ほど篠塚先生の話も町長からもよく出ますが、ことし3年目でございます。国保税に関してではございますが、国保税の体制のことで私どもどうのこうのという気持ちはございませんが、先生いわく国保税の仕組みが間違っていると。これは私が言っていることではございません。財産がないところに課税する仕組みが間違っている。取れないところを幾ら取ろうとしても、財産がなかったら取れないでしょうと。で、滞納者にある程度区分をつ

けながら、この方は取られるというふうなことについて全神経を注ぎながら、取られないところに幾ら、例えば、100円でもちょうだいと、1千円でもちょうだいというところについては、なかなか個人的には無駄があるということでの仕分けをしながら、執行停止ということでの手段はございます。

ということで、滞納整理として不納欠損はいかがなものかとは思っておりますが、そういうことで、取れるところについては、財産があって、調査し、差し押さえができる分については差し押さえをしていくというふうな形のスタンスをとり続けていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

取れないところを取ろうとするということがおかしいとかね、その取れないということ自体がですよ、その辺が私はどうしても納得いかんですけども。

それとですね、分納というけれども、分納していて毎月に幾らずつ払いますよとなっていて、そこが破産宣告をした場合には一円も取れないでしょう。差し押さえをして分納をしておけば取れるわけでしょう、競売にかけても。どんなですかね。

○税務課長（白濱博己君）

差し押さえをしての分納誓約というふうなことで御指摘でございますが、基本的に、相談ということで先般からの御指摘でもございますけれども、相談する前には差し押さえをして納税相談をしたいという御指摘がございます。その差し押さえをするというふうなことでしますと、差し押さえは時効がとまるものですから、その後に分納誓約をとって納税をしてもらうと。ただ、差し押さえをしなくて分納誓約をとっている分も200件ほどございます。その中で月々を決めて納税をしていただいておりますところではございますが、分納をされて、それをおろそかにして、今月もない、来月もないというふうな形ですと、催促を出して差し押さえをするという場合もございますが、なかった場合には当然取られませんので、そういった形になりますと、催告を出し続ける以外にはないと。そういったことでの滞納がふえてきている昨今ではございますが、粘り強くその滞納者には連絡をしながら当たっていかなければならないというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

分納しているところで今月もない、来月もないということは、これはもう財産がないから取れないということですよ。差し押さえもできないということですね。

その辺はいろんなしがらみ、いろんなことがあるかもしれません。その人の事情によって、我々が言うとおりに取れない、請求できない方もおられるかもしれませんから、その辺はですね、この後で町長にも言いますけれども、しっかり行政側は勉強をされて、どうしたら少

しても余計取れるか。今、上峰町は佐賀県で一番悪い町ですから。だから、人間が一番いい町かもしれませんけれども、財政的には一番悪い町なもんですから、その辺も改革をしていかなくちゃいけないと。これはですね、これから言いますけれども、私は本気でこれをやらないと上峰町はよくならないと、私はそう思います。

そこで、質問を変えますけれども、これは町長に質問です。

三養基西部土地開発公社、約150,000千円の返済金があります。ただ、いつまででもこれをほうっておいたら、金利だけを払うだけで元金が減らない。一日も早く買い取りをするべきだと。今までに約10,000千円の利子を払ってきていると。こういうのが一番財政に影響しているんじゃないですか。これは買い上げをすれば上峰町の財産になるでしょう。そしたら、実質公債費比率あたりも上がってくるわけでしょう。だから、その辺の計画がどうなっているか答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員のお尋ねでございますが、三養基西部土地開発公社に先行取得を依頼していた土地の買い戻し計画、これは昨年の議会の折から提案をさせていただいてきたわけでございまして、今年度、23年度は、共用状況から申しますと、町道二又線になります。面積が362平米ですけれども、買い戻し金額5,500千円ということで買い戻す計画にしております。また、24年度には、上峰町老人福祉センターでございますが、面積が1,534平米、28,500千円、買い戻し計画にいたしております。25年度、同じく上峰町老人福祉センターでございますが、4,470平米を25年度、26年度、27年度、3カ年に分けて27,700千円という形で買い戻す計画にいたしております。

金利については10,000千円を超える状況になっておりまして、早急に買い戻すことが町としても有効だという視点に立っておりまして、さきの土地開発公社の理事会においても、買い戻し計画については御披瀝してきたところでございます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、町長が言われるとおり、上峰町の財政は本当に厳しい、逼迫している状況でございますので、計画を立てて、こういうふうに買い取りをしていくということは確かにいいことだし、これは財政健全化につながると思うし、これは確実に守っていただきたいと。

だから、これだけしよう、しようと思っておっても、要するに緊急とか、どうしてもやらなくちゃいけないというような工事も出てくるかと思えます。そういうためにも財政調整基金もためてやっておかないと、大変じゃないかなと思います。

その質問はですね、一応間違いなくやっていくということで再度答弁のほどをよろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員の再度の御質問でございますが、この西部土地開発公社につきましては、早急な買い戻しが必要だという認識は共有しているつもりでございます。この間、私の施政方針等で要らぬ表現をということで御指摘も受けましたが、ヤミ起債という表現を使いましたが、これは緊急性を共有していただきたいという旨であったというふうに御理解いただき、今後、これは今現在、買い戻し計画でございます。先ほど議員言われましたように、今後の財政状況を見ながら、この計画をしっかりと実行していくことに力を注いでいきたいと改めて申し上げさせていただきます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

ちょっと今回の質問はごたごたなって、きょう書いたものが多いものですから。私、先ほどは、財政の健全化に向けては町長だけでできるものではないということは言いましたかね。（発言する者あり）言ったですか。もう一度でも言いたいですけれども。

そしたら、ホリカワ産業跡地について質問をいたします。

東日本大震災で被災に遭われた企業の中には、今度建てるならば九州に工場を建てたいという話が何件も出ているということを聞いております。

そこで、町長が営業をし、ホリカワ産業跡地、それからその周辺に工業団地をつくり、そういう企業をこっちに呼べば、雇用にもつながるし、財政も健全化に大いにつながるんじゃないかなと思いますが、その辺の対応はいかがですか。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員の御質問へお答えします。

ホリカワ産業跡地の活用はということでございますが、今、御発言あられたように、今回の震災の影響で九州内への企業、工場等の立地を新たに再考されている被災地周辺の企業が多数おありになるというお話を議員からも、いろんな方面からお聞きいたしました。先日、防災に関する意見交換会がございましたが、その際にもそういう声があったものの、実際、今夏の需給見通しがつからないということで九州電力が15%節電をお願いすると発表されたことにより、逆に、そういう声が九州でない場所に向かっているというふうに関心のある意見が出ておまして、その後、九州電力自体は今夏の需給見通しがついたということでございましたけれども、ある首長さんからは九電に対して、そういう不用意な発言はしていただいては困るという御意見もあったところでございます。

先日、佐賀県工業開発推進協議会というところで本町に訪問していただいたわけですが、そうした企業誘致についての意見交換を行わせていただきました。先ほど議員さんの御質問の中と重複するかもしれませんが、ことしは東部地域の企業の懇親会というものを上峰町でということで御提案いただきましたものですから、今後、企業誘致については取り組んでいきたいと思っておりますし、いわゆるホリカワ産業跡地についても、PRを欠かす

ことなく注力していきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今度そういう話をされるということですがけれども、それでは遅いとは言いませんけれども、おこなっているんじゃないですかね。

ここでちょっとよその町のことを言いますけれども、みやき町の場外舟券発売場ですね、ウエルビジョン九州さんがされている。これは年間1%ですかね、みやき町が取られているのが。昨年が28,000千円、ことしは50,000千円から入るらしいんです。あそこの場所は、私はずっと長年、1年ぐらいあそこを質問しておりましたけれども、街灯一つつけてくれない。ほとんど93%から94%を上峰の町道を利用していますよ。一番迷惑しているのは上峰町民です。だから、そういう中で、きのうも同僚議員のほうからあそこを通さんぎよかやっかいというような話も出ましたけど、通さんというわけにはいかないやろうけれども、その辺ですね、町長、もう少し強く交渉して、片方は目いっぱいお金が入る、片方は迷惑だけ入る、こんな話がありますか。

実際、中山運輸の南側に軽のボンゴが2台からとまって、あそこで煮炊きして、あそこで洗濯して、あそこで干してという、子供たち、高校生あたりは怖がっていたんですよ。でも、今はのかしておりますよ。だから、そういうこともやっぱり環境に、環境事務組合があるわけでしょう。そこに町長が言いますということは何回言ったんですか。腹いっぱい言ってくださいよ。だから、町長だけで言えないならば、憎まれ役は私がしますから呼んでください、行きますからということ。そういうことをやらないと。

そして、このごろ10日の佐賀新聞に載っておりましたが、パンや洋菓子店ですか、みやき町に今度来るということで、従業員が約30名ぐらいで、資本といいますか、工事代というか、そのあれが150,000千円——ちょっと記憶にありませんけれども、そういうことで、雇用もみやき町からされるということで、どんどんよその町村はそういうことを町の活性化のために、財政健全化のためにやっておられます。町長、一番若いですから。あなたは選挙のときに、私は24時間働きますと、そう言われておりますよ。私はもう年ですから24時間働けませんけれども、それは頑張ってやってくださいよ、上峰町民のために。いかがですかね。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員のお尋ねにお答えいたします。

みやき町においての企業誘致ということで、これは私もお聞きしましたところ、旧民間保養施設跡地でパン屋さんをされていた企業だということで存じ上げております。地元の反対があつて、今の場所に設けるということで取り組みをされているわけですが、ホリカワ産業跡地につきましては、やはり人を介しての企業誘致というのが一番実効性が高いということで、私もいろんな手だてで当たっておる中で、今現在も2件利用を考えられている

という分がございます。

今回、工業用地指定から一般会計で持つことによって利用について制約がなくなりましたものですから、幅広い方面に打診することが可能になっておりまして、今後、その方々と交渉をしていくつもりでおります。

昨年は議長さんを初め、電機会社に打診をさせていただきました。これは結局神崎市に誘致されることになるというふうに最終的には感じておったんですけども、まだ神崎市に決まっていないということで、また上峰町のこの土地を対象に検討を始められているということで聞いておりますので、ここにも打診を引き続き行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど申しましたように、人を介しての紹介というのが一番実効性が高いと私も思っておりますので、今回、工業開発推進協議会の上峰町での懇親会を通じて、またその輪を広げていく中で、またその場以外にも日ごろからアンテナを張って、いろんな企業さんとかかわりを持ちながら交渉していきたいというふうに思っております。

また、今年度は東部中核工業団地の団地組合の企業の方々とも随時、今、大電さんだけ行きましたけれども、ごあいさつ、そして工場見学をさせていただく予定にしておりますので、ここについても、この町有地の売却も含めていろんな話を進められればというふうに思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、災害が起きているときに企業誘致をということで変に思われるかもしれませんが、企業誘致をすることによって、要するにその人たちの手助けにもなるし、活性化にもなるんじゃないかなと、私はそう思います。だから、今おくれなくて人よりも早くやらないと、みんないいところはとっていかれて、その後にやりよったって、全くよくなるということはないんですよ。

だから、その辺をですね、もう本当に先ほどから言うように、珍しいと、日本で一番若い町長と一時はあれだけ騒がれた人ですから、思い切ったことをやってくださいよ。ああ、さすが日本一だったね、ああ、武廣町長はこういうことをやったなということが何かないですか。

○町長（武廣勇平君）

中山議員のお尋ねでございますが、要は結果を残せということだと思います。しっかり今回の、ことし、これまで2年間やっていない機会をつくっております。この中で、企業誘致について結果を残すよう努力していきたいということで御理解いただければと思います。

○議長（大川隆城君）

町の起債と債務負担について今後の計画はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

同じ財政改革についての中で、町の起債と債務負担行為について今後の計画はと質問をいただいております。お答えをしてみたいと思います。

まず、地方債につきましては、平成23年度は臨時財政対策債のみの起債を予定しております。額は平成22年度、前年度同起債の80%ということで計画をいたしております。

平成24年度以降の地方債につきましても、臨時財政対策債のみの起債を考えておりましたが、事業実施に伴う起債は予定の中にはございません。したがって、今後、事業を起こすという場合につきましては、必要な財源を確保して後、ようやく計画できるということで考えております。そういう考えで事業を推進すべき担当課のほうにも理解を得たいというふうに思っております。

現実にはずっとこの数年、事業を抑制してきておりますので、いろいろな担当課においても事業実施してくれという圧力が強くなっておりまして、それを抑える私たちと推進すべき担当課ということで、年々、環境が非常に厳しいような状況にはなっておりますが、こちらのほうとしては、先ほど申し上げましたようなことで理解を得ていきたいというふうに考えております。

次に、債務負担行為につきましても、地方債同様に安易にできるという状況ではございません。平成21年度決算で1,169,000千円という多額の債務負担未済額が存在しておりまして、健全化判断比率を悪化させるという要因にもなっております。

なお、資料要求がございましたので、淀議員同様の資料をお手元のほうにお配りしているというふうに思いますが、2番の地方債及び債務負担行為の状況というところで、これにはちょっと載せておりませんが、10年前どうであったかということをお知らせしたいと思いますが、11年度決算で一般会計の地方債現在高が3,468,000千円ということでございました。それから、債務負担行為未済額が782,000千円ということで、11年度決算ではそういう状況になっております。ですので、こちらのほうといたしましては、これぐらいの金額になるまでは、この財政を健全化させる計画といたしますか、行動を続けていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

これは資料をもらって、地方債及び債務負担行為の状況ということで上がっておりますけれども、22年度の見込みということで、数字的には何人もの方にいろいろと説明がありましたから、その辺は省きます。

そこで、債務負担行為をしているところの箇所と金額を教えてください。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをしてみたいです。

債務負担につきましては、予算書の93ページのほうにその表がございまして、そちらのほうにどういった事項で、それから限度額と、それから支出予定額という表現になっておりまして、例えば、起債に伴います、借金に伴いますものと数字が動きますので、この予算書の93ページをごらんいただきまして、どういうものについて町のほうが債務負担を行っているということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

中身といたしましては、県営かんがい等、いわゆる土地改良事業が1つ大きくございまして。それから、先ほど議員も御指摘されました三養基西部土地開発公社の関連がございまして。それと、社会福祉協議会に対する借入金の償還補助、それがございまして。大きく申し上げますと、今現在の債務負担はその3つで構成をされていると申し上げていいのではないかと思います。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

起債と債務負担行為で約10,869,000千円ほどあります。そこで、償還計画ということで、これも見込みですけれども、23年度が867,000千円、24年度が869,000千円ということで、25年度からは少し下がっております。こういう状況の中で、町長、今度の23年度の予算はゼロベースで組んであると。我々議会は10%カットということでしておりますが、こういう予算の組み方で本当に財政が健全化になっていくのかなど。実質公債費比率が22.8%ということで、要するに25%になれば早期健全化団体ということでございまして、その辺は節約ができるときにやっておかないと、思わぬ金も要るんじゃないかなど。その辺、今後の計画はどのようにされておるのか、ひとつお尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員のお尋ねでございますが、健全化の方向性ということで、今の流れをどうこのまま維持していくかが大切だというふうな見解を私は持っております。

先ほどの課長の答弁と重複するかもしれませんが、新規事業を極力抑制し、単独事業を廃止、休止しながら行政サービスの総点検をします。また、先ほど来議員言われていますように、おたっしゃ館の買い戻しを計画どおり行っていくことが、この将来負担比率等の数値を下げたり、実質公債費比率につきましては、分母を大きくし、分子を減らしていくということに努めていかなければいけないと思っております。

さきの議員さんから御質問がございました給与のカットについては、ここに職員がございまして、職員給与を下げよというような御意見なのかもしれませんが、私自身は今までの姿勢としては、単年度の歳入歳出を見た上で歳入不足がある場合において給与の削減等を要請するべきだという姿勢を固めておりました。今後、議会の御意見を聞きながら、これについては検討をしていかなければいけないと思っております。

また、ほかの特別職の方々につきましても、同様に考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

この質問は最後の質問になるかと思えますけれども、町長ですね、やっぱり活性化、町の要するに財政健全化というのは、やっぱり一番は、町長は職員の皆さんと会話を交わして、町長は頭がいいかもしれません。でも、あなただけの頭です。みんなの知恵をかりて、よくしていかなくちゃいけないと思います。だから、いろんなどの不満もあるでしょう。あなたも不満はあるでしょう。でも、職員にも不満があると思います。だから、その辺を改善していかないと、なかなかいい知恵も出てこない、協力も出てこない。プラスになっていかないんじゃないかなと思いますから、悔しいときも歯がゆいときもあるでしょう。これは人間だれしもあります。その辺をこらえてやっていくのが町長の務めであって、少し円を大きく大きくやっていただきたいなど。

その辺の答弁をしていただいて、この質問は終わります。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員のお尋ねでございますが、御指導といいますか、お話をいただきました。職員、本当に長く行政に携わっておりまして、いろんな知恵を持っております。今回、江崎鉄工所の跡地につきましては公売ということで、これを何とか解消できないかという思いをぶつけたところ、職員からそういう御提案をいただいたわけでございますし、この歳入増の取り組み、歳出削減の取り組み、いろんな知恵を、また既存事業につきましても、県、国の補助金を活用しながらの事業展開というものもこれまで長く行政に携わった者でしかできないというふうに私は思っておりますので、今後とも協議をしながら、よりよく財政の健全化に努められるよう注力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

町の活性化について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員の御質問でございます町の活性化についてということで、以前から御指摘いただいていたことでございます。

先般、中山議員を囲んで社協事務局と関係の皆さんと、このおたっしや館を利用するの市について御議論をさせていただいた経緯がございますけれども、私どももお金のない時期だから町負担をかけずにこういう催しをやってはどうかという本当に財政状況もかんがみいただいた中での御提案だというふうに理解をしたところでございます。

おたっしや館のイベントというものは、るるございますけれども、もちつき大会等の大きなイベントもございますので、その際に駐車場の開放を行ってはいかがかということでござ

いました。今現在、局長を初め、開放の時期を定めて、それをどう広報するかを考えている最中であるということで私自身は理解しております。

今後、また進捗がございましたら御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

町長、幾らか勘違いしてある点があるかなと。私が言ったのは、週に1回とは最初から言えないけれども、月に一、二回は、何かイベントがあるときだけやなくて、第何土曜日なら土曜日、日曜日なら日曜日ということを決めてやるべきじゃないかと。そしたら、おたっしや館の駐車場の一部でそういう町民市みたいなことをすれば、おたっしや館の利用増にもなるし、上峰町の収入増にもなるし、町民の生産者も喜ばれるし、新鮮で安く買われる消費者も喜ばれる。私は何人もの方たちに、自衛隊の奥さんたちにも聞いて回りました。ぜひやってくださいと。子供をあそこに連れてきている人もおられました。そういうとがあれば、来て買って帰りますと。キュウリは曲がったものでも、ナスの曲がったものでも構いませんよと。今、大変な時期で、そういうものは喜んで買いますよということで、そしたら、住民サービスにもつながるじゃないですか。だから、そういうことを私はやるべきだと。

私はここにですね、今度の吉野ヶ里町の議会で、ある議員が軽トラ市の経済効果はということでここに書いてあります。開催日は、吉野ヶ里歴史公園、さざんか千坊館、山茶花の湯等の入場者数はふえていて、経済効果は出ていると思われる。今後も継続できるよう町としても支援をしていきたいということで、吉野ヶ里町もそういうふうにされております。私は武蔵町長にお願いしているのは、町民の皆さんたちが行政に迷惑かけんで自分たちできちっとやります、自分たちで責任持ってやりますと。それで、よければ、要するに行政も一緒になってやってもらえば、我々もある程度のお金は考えますよということで、最初はそういうことをさせてくださいと。だから、極端な話をすると、ただ、駐車場は無償で貸してくださいと。そこに半年か1年かわかりません。なるだけ邪魔にならないように隅でやりますということで。商工会のある人たちも聞いたら、商工会も今大変だと。ある議員がきのうも質問がありましたけれども。だから、いろんなそういうとがあれば、百姓じゃないけれども、ネギだれがいっぱいあると。そういうところをつくっていろいろすれば、少しは足しになるということまで言われた方もおられます。だから、そこまで大変なんですよ。上峰町の財政と一緒になんですよ。いい方はいっぱいおられるかもしれませんが、そういう方たちもいっぱいおられます。

だから、これを私はあのときに町長と話したときに、要するに広報で2回ほど9月までに出して、10月からそれをやるようにしたらどうですかと、上峰町に負担がかかるわけじゃないじゃないですかと、おたっしや館の利用もふえるじゃないですかということで私は話をし

たが、きょうはその辺、返事をきちっとやるかやらないかを聞きに来ておりますから、ひとつよろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員のお尋ねにお答えいたします。

先ほどの答弁がちょっときめ細かくなって、大変失礼いたしました。先般のお話を伺った際も定期的な市だということで私どもも理解いたしております。

そのきっかけとなる第1回目をいつの時期から始めるかということで、今、関係と協議をしているということですが、ありがたかったのは、財政状況が厳しいということをご共有していただき、町負担をかけずにですね、まず最初はそうした形で町民の皆さんへの場所の提供をしたかどうかということについて、私はかなりありがたく存じた記憶がございます。

場所の提供ということであれば、関係といろいろ調べました。以前にもあそこにプレハブを置いてタマネギを販売されていたということもあったそうございまして、すぐその後、その方にも状況を聞いてくるように、どういう状況で始まったかということについて経緯を聞くように言っておりますし、今後、実行する方向で——やるかやらないかというよりも、もう始まっておりまして、やる方向で検討をするということで内部では一致しているところでございまして、今後、スタートをいつにするかということについては、先ほど申しましたように、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、町長の答弁で、もうやるということで決定をされているということで、私も安心して住民の皆さんたちにお知らせをしておきます。それは10月からでいいですかね。それは日にはまた設定をしますということですかね。——はい、わかりました。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

請願書について、採択になった請願について、その後の進捗状況はということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員のお尋ねで、採択になった請願の進捗状況ということでのお尋ねでございますが、私の就任後ということで先ほどお言葉がございましたので、平成21年度以降のものにつきまして、先ほど担当課長から御発言がありましたので、重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

まず、6月定例会の水路整備に関する請願と、平成21年度でございますが、これはまだ実施できておりません。

続きまして、6月定例会、トライアル……（「町長になられてから何%したか、それだけで結構です」と呼ぶ者あり）

済みません、パーセントはですね、ちょっと今、電卓をはじいていませんが、今上がっているのが9件ございます。9件の中で、24年度に実施する方向だというのが2件、また実施済みなものが1件、引き続き調査しているものを含めて、検討しているものが2件、実施できていないものが3件でございます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

採択になった請願ということで、これは請願書を出された人たちが、やるのかやらないのかというあれが全くわからないという話が来たものですから、その辺をやるかやらないかと、やるならば、いつからやるかということを知りたいということではなけれども、私もある人には、いつからということは今の上峰の財政ではなかなか言えないんじゃないですかねと。ある程度の金が調ってからじゃないかということでも、やっぱり緊急を要したり、危険度が高かったりするところはどうしてもやらなくちゃいけないんじゃないですかねという話をしております。

そこで、請願を出された人たちへの説明、行政からのこういうふうになりましたよという説明をしないと、わからないという声が多いんです。その辺の説明を今後されるものか、されないものかを答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員のお尋ね、先ほどのお尋ねに対し、ちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。申しわけございません。

21年度以降、7件が採択でございます。9件上がっておりますが、不採択が2件でございますので、7件のうち、平成24年度に取りかかる予定にしておりますのが3件でございます。済んだものが1件で、もう3件が実施できていないという状況だというふうに思います。よろしく願いいたします。

また、今後、上がってきている請願の取り扱いについては、その方々に御報告するかということでは、今上がっている請願を見れば、日ごろより役所のほうにお顔を見せられて、どうなっているかということについてお伺いをされている方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃいます。そうでない方に対する説明については、今後の対応は内部で協議させていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、次に進みます。

西峰2号線について、吉田さん宅横の十字路の改良につきまして、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、中山議員のほうより質疑がありました町道西峰東西2号線につきまして答弁いたします。

きめ細かな交付金事業にて計画しておりました中山光吉氏の土地の売買契約については、締結いたしております。これにより工事発注の準備に入っていく予定でございます。

今質疑がありました吉田さん宅の交差点でございますが、これにつきましては、議員より再三御質疑がございます。吉田さんに対しましては、平成17年6月に土地売買、家屋補償ということで御相談に参っております。これ以降につきましては、今まで議会でも答弁したとおりでございますが、その交差点付近の法線を南に計画変更する際、再度吉田さんへのお話しに行かなかったことにつきましては、心よりおわびしたいと思っております。

ただ、町といたしましても、補助事業ということで財政的及び時間的な問題もありまして、今のような法線でいかにざるを得ませんでしたので、そこについては再度おわびしたいと思っております。

また、この交差点につきましては、見通しが悪いという認識はございます。しかしながら、この町道西峰東西2号線の事業においては、道路構造令にのったところでの補助事業として完了を平成20年度に見ておるところでございます。今後、この路線につきまして、町の単独事業における改良については、非常に難しいかと思っておるところでございます。ただししかしながら、先ほど申し上げましたとおり、交差点についての見通しが悪いという点につきましては認識しておるところでございますので、交通安全上、手だてにつきましては担当部署とも協議しながら行っていきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

これは私は前町長のときからいろいろ言っ、議会で変更になって話がありましたけれども、私は動議をかけてとめました。吉田さんところに10,000千円で立ち退きの話をして、あと何の連絡もしないで、こうしますからという報告だけで変えていくって、吉田さんのところは納得しないよ。当然のことですよ。そんなね、吉田さんのところに行く時間がなかったとか、時間がなくて工事は進めましたとかって、そんな言いわけは通らないですよ。自分がそうされたら——それは私は江崎課長を責めているんじゃないです。あなたが独断でそれをやったわけじゃないと思うんです。

だから、実際ですね、あなたたちもいつも通って、私も毎日、1日2回ぐらい通っていますけれども、ほとんど私の車は3分の1出ないと見えないんですよ。何回もぶつかろうとしたこともありますし、吉田さんのところで横転しているのも見ました、横からぶつかって。

吉田さんの家のところに2回突っ込んでおります。こんなことを言ったら失礼ですけども、決して大きな家じゃありません。あそこに家の玄関からそのまま入ってきたら、中に寝ておった人は大変なんですよ。これは幾ら上峰町が財政難といっても、これは行政の手抜きじゃないですか。こんな簡単に変えて、吉田さんのところを掛けておけば、1間半かかるという事で言われました。青写真もあります、最初の。そいけん、吉田さんのところを掛けておけば、ほとんど道は真っすぐ通っているんですよ。何で両方向から——両方から陰ができていますよ。あんなのが避難道路ですか。あその二日市の防衛省ですか、あそこにも行ってですね、町長、私も一緒に行っていいですよ。——春日ですかね。そいけん、あそこに行ってでも、こんな避難道路が通るか。おかしいですよ。だれが決めて、そうなたか知りません。南側の何であそこに向けたんですか。わざわざ陰ができるような工事でしょう。

こうなりましたからと。吉田さんのところは家を立ち退きせんばならしよんかかと。そいけん、畑もそのときは恐らくですね、私のもとの事務所の前のところに建てるということと言いよんさったです。そいけん、畑もつくらないでおられたんです、当時。そいけん、隅のにきを少しつくってあったんです。そして、勝手に変えてですね、こんな話があるですか。行政がうそついちゃいかんですよ。弱い者いじめしちやいかんですよ。その辺、どんな考えを持っておられるか。

○町長（武廣勇平君）

今、中山議員がお尋ねになりましたことにつきましてお答えさせていただきます。

この交差点付近の計画変更をする際の経緯についても、担当課との話、また中山議員が言われる吉田さんの意見と随分お話が違うことも承知しておりますが、実際、議員おっしゃるように、足を運んでみて、そういう対応をせよと以前お伺いされましたけれども、なかなか難しい問題であると思っております。

今言われましたように、防衛施設局のほうに行ってお話をさせていただけるということですので、これについては、そういうお話を私もゼロベースから、当時の経緯からお聞きする必要がありますので、話を聞きに行きたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

この問題は、いろんなことがありました。全議員から全協の中で、中山さんのところが譲らなかったから北側に行って、プールのところを矢板を打って何千万円と、四、五千万円から余計金がかかりましたと。だから、私は頭に来たんです。何を言うかと。あそこは最初から青写真ついているんです。最初からの計画なんです。そのとき江崎課長を呼んで、それは間違いないということでもらいました。

だから、そういう譲らないとかなんとかと、そういううそを振りまいてね、だから、そういうのは直していかないとね、本当のことを知ってもらわないとだめですよ。吉田さんのと

ころでん、そうですよ。私は江崎課長を責めているんじゃないです。江崎課長が単独でそうやったわけじゃないと思うんです。

だから、前の人のことを責めてもどうしようもないですよ、そうなったからには。だから、今、武廣町長になったから、そういうことがあったならば、要するにこうこうこういうふうにやりましょうということをして、ただ、吉田さんのところには私は一緒に行きます。あなたが話をして、江崎課長も行って、納得をさせてください。財政が厳しいなら厳しいで、財政が豊かになったならばこうやりますよという話で通るものか通らないものかは、そこまでは私はわかりません。ただ、その辺の話し合いはするべきですよ。弱い人をね、弱者をそのままほったらかして知らぬふりて、そんなこと通るはずがないですよ。

その辺、行って説明をされるもんかどうかを返事を聞きます。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員のお尋ねでございますが、これについては、さきの議会でも私も行くということでお話をさせていただいておりました。経緯についてお伺いすることについて、私も早急にと申し上げてまいりましたが、今議会終了後でもお伺いしたいというふうには思いません。

また、先ほど申しましたように、防衛施設局ですか、そちらのほうにも足を運んでみて、これまでの経緯の把握に努めていきたいと思っています。

以上です。

○9番（中山五雄君）

最後の質問ですけれども、3月議会でも――3月じゃなかった、12月やったですかね。そいけん、そのときも議会の終了後、町長は行きますということやったが、いまだに行っていないもんですから、今度は何日ごろまで行きますか、その辺の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

お答えいたします。

遠くない将来と言うとしかられそうなので、菅政権じゃありませんが、常識的な範囲内で行きたいと思っています。

○9番（中山五雄君）

もう質問が終わったと思っておったら、常識的な範囲内と。ただ、町長の常識的が私からわからないもんですから、その辺、ちょっときちっとした、大体の線でいいですけれども、何月なら何月までということで、これでも甘く言っているんです。本当は終了後3日以内なら3日以内と言いたいんですけれども、その辺をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

公務、スケジュールをしっかりと確認した上で、7月中には必ずお伺いするというので、6月のおしりのほうに公務等が重なっていなければ、6月中にも、議会終了後、早急にお伺

いしたいと思っております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

以上で9番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後4時44分 散会